当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

Home Office

国別情報及びガイダンス
イエメン: 治安状況及び人道的状況

第 1.0 版

2015 年 11 月

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

序文

本書は、内務省の意思決定者を対象とした、ソマリアの国籍者／居住者が提示する請及びソマリアに関する出身国情報(COI) の取り扱いについての指導書である。これに請求が庇護、人道的保護又は裁量的許可の付与を正当化される見込みがあるものか否か及び – 請求が却下された場合には– 2002 年国籍・移民・庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act)の第 94 条の下に『明確な根拠がない』と証明できる見込みがあるか否かが含まれる。

意思決定者は、本書に記載されるガイダンス、利用可能な COI、適用される判例及び該当する政策についての内務省のケースワークを初めとする、事案特定の事実及び関連する全ての証拠を勘案した上で、請求を個別に検討しなければならない。

国別情報

本書に記載する COI は(通常)英語で公表される幅広い外部情報源から編纂したものである。正確を期するために、情報の妥当性、信頼性、正確さ、客観性、通用度 、透明性及びトレーサビリティを検討した上で、どの情報源についても、利用された情報が真実であることを裏付けるよう最大限の努力をした。引用した情報源は全て脚注に記載した。2008 年 4 月付けの出身国情報(COI)の処理に関する共通 EU[欧州連合]ガイドライン及び、2012 年 7 月付けの欧州庇護支援局の研究ガイドライン、出身国情報報告手法を参照した。

フィードバック

当省の最終目標は提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することである。従って、本書へのコメントを希望される場合は、当方まで電子メールを送付いただきたい。

国別情報に関する独立諮問委員会

国別情報に関する独立諮問機関(IAGCI)は、内務省の COI 資料の内容に関して国境局の独立主任検査官に勧告を行うために、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続き又は方針を支持するのは IAGCI の職務ではない。

IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI がレビューした IAGCI の業務に関する情報及び COI 文書の一覧は、独立主任検査官のウェブサイト http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/で閲覧できる。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

目次

序文 2

目次 3

ガイダンス 5

1. はじめに 5

1.1 請求の根拠 5

2. 問題の検討 5

2.1 **当該個人の説明は信頼できるものであるか。** 5

2.2 **当該個人には迫害を恐れる十分な根拠があるか** 5

2.3 **当該個人は保護付与除外対象であるか。** 6

2.4 強制送還が ECHR の第 3 条の批判になるほどイエメンの人道的状況全般は苛酷であるか 6

2.5 人道的状況 6

2.6 **イエメンでは、当該個人が国内に存在するだけで、生活又は個人を脅かす真の危険又は危害に遭遇すると確信する重大な根拠が存在するレベルの無差別暴力が発生しているか。** 8

治安状況 8

2.7 **危険に晒されている個人がイエメンで国内移動するのは可能か。** 10

3. 方針の概要 11

3.2 **却下される場合は、**当該**申請は、国籍・移民・庇護法 2002 の第 94 節**の下に**『明確な根拠がない』と証明できる可能性があるものか。** 11

国別情報 13

4. 政治情勢 13

5. 主唱者 16

6. 治安状況 19

6.1 2014 の状況 19

6.2 2015 の状況 21

6.3 イエメン南部 25

6.4 イエメン中部及び北部 30

6.5 暴力の頻度及び性質 31

7. 人道的状況 36

7.2 武力抗争の影響 36

7.3 国内避難民(IDP) 38

7.4 食糧及び水 40

7.5 保健医療 41

7.6 人道支援のアクセス 46
8. 移動の自由 48
補遺 A: 最新情報の出典一覧 51
治安状況 51
人道的状況 51
地図 51
版管理及び問合せ先 52

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ガイダンス

2015 年 11 月 3 日更新

1. はじめに

1.1 申請の根拠

1.1.1. 強制送還が欧州人権条約(ECHR)の第 3 条の違反になるほど、イエメンの人道的状況全般が過酷であること及び／又は、

1.1.2. 強制送還が 2004 年 4 月 29 日の欧州理事会指令 2004/83/EC(「資格指令」)の第 15 条(c)の違反になるほど、イエメンの治安状況が、生活又は個人を脅かす真の危険になること。

目次に戻る

2. 問題の検討

2.1 当該個人の説明は信頼できるものであるか。

2.1.1 信憑性評価に関する情報については、信憑性評価及び難民の地位に関する庇護指令の第 4 節及び 5 節を参照のこと。

2.1.2 意思決定者は、各庇護申請を調査して、英国ビザ又は他の許可が過去に申請されたことを証明しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞取り調査の前に行うべきである。ビザ適合調査、英国のビザ申請者の庇護申請に関する庇護指令を参照。

2.1.3 意思決定者は言語分析試験の実施の必要も検討するべきである。言語分析に関する庇護指令を参照のこと。

目次に戻る

2.2 当該個人には迫害を恐れる十分な根拠があるか。

2.2.1 民政の不安定状態及び／又は法秩序の崩壊自体は、条約上の理由による迫害の恐怖の十分な根拠にならない。

2.2.2 ただし、当該個人に条約上の理由による迫害を恐れる十分な根拠がある場合には、民政の不安定状態及び／又は法秩序の崩壊が存在する場所の出身者であるという事実は、庇護申請から排除されない。

2.2.3 イエメンは政治的及び部族的に分断された社会であり、どちらも宗派を境に分かれている。現在の紛争には、アル・フーシ派(シーア派)反体制派、政府(サウジ連合軍の支援を受ける)、南部の過激派／分離主義者集団及び、アラビア半島のアルカイダとイスラム国(IS)とを中心とする(スンニ派)ジハード集団等の多数のアクターが関与している。いずれかの個人が深刻な危害の危険に晒されている可能性を評価するに当たって、意思決定者は個人の出身地とその支持政党／民族／帰属する部族及び宗派を考慮する必要がある。政治状況及び主唱者を参照のこと。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2.2.4 当該個人が難民条約の下に資格を有する場合は、意思決定者は、人道的保護の必要を評価する必要がある。

目次に戻る

2.3 当該個人は保護付与除外対象であるか。

2.3.1 伝えられるところによれば、紛争当事者はいずれも、人道支援活動家、ジャーナリスト及び報道機関に対する生存権の侵害、拉致、虐待及び攻撃等の重大な人権侵害及び国際人道法違反に関与しており且つ、人道的アクセスの恣意的拒否及び民間人の生活必需品の奪取にも関与した可能性がある(国連安全保障理事会決議 2216、治安: 暴力の頻度及び性質を参照)。

2.3.2 イエメンの反体制派の多くは、アルカイダ、イスラム国及び他のテロ組織に所属している。上記の集団は断頭、自爆テロ及び他の残虐行為に関与した。

2.3.3 意思決定者は、個人がかかる行為に巻き込まれた又はかかる行為又は関連する集団に関係したとみなす重大な根拠の有無を検討しなければならない。根拠がある場合は、適用除外条項の 1 つ又は複数が適用される可能性を検討しなければならない。

2.3.4 個人が難民条約に基づく保護から除外される場合は、この個人は人道的保護からも除外されるが、ECHR 第 3 条に反する真の危険がある場合は、この個人は裁量許可又は限定的許可の対象になる可能性がある。

適用除外に関する庇護指令: 難民条約の第 1 条 F 、裁量許可に関する庇護指令及び限定的許可に関する庇護指令を参照。

目次に戻る

2.4 強制送還が欧州人権条約(ECHR)の第 3 条に反するほど、イエメンの人道的状況全般は過酷であるか。

2.4.1 ある個人が紛争当時者による直接的行為又は標的行為により帰還時に重大な危害を受ける危険に晒される場合は、難民条約が定める理由により常に該当する。

2.5 人道的状況

2.5.1 2015 年 3 月の紛争激化以降、人道的状況は、国内全域で悪化している。国連は 2015 年 7 月 1 日に、イエメンに対し、レベル 3(緊急度が最も高い)緊急対応を宣言した。人道的状況を参照。

2.5.2 国連の報告によれば、民間インフラが広い範囲で破壊され、サナア県、アデン県、タイズ県、ジャウフ県、マウフィート県及びハッジャ県では、病院、学校、裁判所、発電施設及び通信機関の一部又は全部が破壊された。国連の推計では、人口の 80% – (全人口 2500 万人中)およそ 2110 万人 – が人道的支援を必要としている。この数字は 2014 年末から 33%の増加である。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2.5.3 UNICEF の(2015 年 10 月)の推計では、5 歳未満の子ども 537,000 人 ー 3 月の 160,000 人の 3 倍 ーが重度の急性栄養不良(SAM)の危険に晒されている。つまり、5 歳未満児の 8 人に 1 人が重度の栄養失調の危険に晒されているということである。現在軽度の栄養不良状態にある 5 歳未満児は、人道的危機以前の 690,000 人に比べて、およそ 130 万人にも上る。イエメンの憂慮すべき栄養不良レベルは、運搬経路の封鎖又は損傷及び食糧及び燃料輸入の制限に起因する食糧不足及び食糧供給機会の不足により悪化している。また、生計手段が妨害されたことで失業率も上昇しており、燃料及び水の価格急騰により利用可能性が依然として不安定である。

2.5.4 世界食糧計画(WFP)の報告によれば、2015 年 9 月の食糧バスケットの国内平均月額価格は 2014 年 9 月の危機以前の水準より 30 パーセント超上昇した。この価格は、これまでも家族及び友人の支援への依存及び栄養価の低い食事の摂取等の、徐々に悪化する対処メカニズムで飢えを凌いできた平均的国民の脆弱な購買力にさらに圧力をかけている。

2.5.5 少なくとも 10 県で施設が破壊されたことで、保健医療及び栄養サービスの利用機会は益々困難になりつつある。医療供給は低く、医療従事者は安全を求めて他の地域に逃れるか、国外へ脱出した。UNICEF の報告によれば、国内 192 箇所の栄養補給センターは、燃料の不足及びパートナーがこの地域への立入りを禁止されたことにより閉鎖を余儀なくされた。衛生状態の悪化も栄養状態を悪化させており、子ども達は、下痢やマラリア等の疾患にかかりやすくなっている。人道的状況を参照のこと。

2.5.6 2015 年 3 月から 10 月までに、およそ 230 万人が国内避難民になった。およそ 2040 万人が安全な飲用水及び衛生の利用対する支援を必要としている。食糧不足に苦しむ人々は全人口の半分にも及ぶ。これは、2014 年後半に危機的状況に陥ってから 15.7%の上昇である。人道的状況を参照のこと。

2.5.7 国内全域で、国民は食糧、燃料及び医薬品の確保に苦しんでおり、およそ 860 万人もの人々が保健医療を緊急に必要としている。国内の陸海路の遮断により輸入量は激減し、複数の空港が閉鎖されたことで、基本的生活用品の利用可能性が制限されている。燃料不足及び相次ぐ戦闘と情勢不安により、利用可能な援助物資の配給が阻害された。燃料不足に起因する発電機用燃料の不足(及び人材不足)によって病院は閉鎖に追い込まれた。人道的状況を参照のこと。

2.5.8 アデン県を含め国内の人道的状況は依然として深刻であり、UNHCR は 2015 年 4 月に、イエメン国籍者及びイエメン人常居者の強制送還を差し控えるよう全加盟国に要求したが、2015 年 8 月に支援物資の調達が開始されてからは、アデン県及びフダイダ県等の南部の都市で、食糧、燃料及び建築資材は著しく増加した。アデン市の支配権は連合軍によってフーシ派から奪還され、現在はイエメン政府の勢力下にあるが、国民の多くにとって人道的状況は依然として苛酷である(人道的状況を参照のこと)。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2.5.9 人道支援組織は、極めて厳しい活動環境にもかかわらず、紛争被災者に対する救命目的及び緊急の人道対応を強化した。2015 年 3 月から 9 月にかけて、人道支援機関は一回の緊急食糧支援又は現金／バウチャー支援で 550 万人に手を差し伸べた。さらに 116,000 人にも緊急農業及び酪農キットを提供した。同じ報告期間に、直接配給又はポンプ場への燃料供給を通じて 370 万人を超えるイエメン人に飲用水を提供した。366,000 人以上が衛生キットを供給され、衛生促進セッションの恩恵を受けた一方で、334,000 人が新設された衛生施設を利用できるようになった。教育パートナーは 4,400 人の紛争被災就学時に精神的サポートを行い、40 校で社会復帰を支援した。保護クラスター(Protection Cluster)は、紛争被害者 22,000 人に精神的支援及び法的扶助を提供し、現在も国内避難民を追跡し続けている。

2.5.10 国境なき医師団(MSF)は現在、アデン県北部で緊急外科病院を運営し、アデン市南部で高度救急医療施設(Advanced Emergency Post)を運営している。国内の他の複数の都市では、MSF 及び他の支援機関が活動している。

2.5.11 イエメン南部地域への立入りは改善したが、相次ぐ情勢不安及び移動の自由の制限により、国内の多数の地域、特に、中部及び北部は依然として人道支援組織の立入りが困難である(人道支援組織のアクセス及び移動の自由を参照)。

2.5.12 意思決定者は、関連する地域の人道状況に関する最新情報を参照しなければならない(地図及び最新資料については国別情報及び補遺 A を参照)。

2.5.13 アデン県(及び国内南部の一部の地域)における人道状況全般は、苛酷だが ECHR の第 3 条に違反するものではない。ただし、国内中部及び北部の一部の地域の状況は、多くの場合において、第 3 条に違反すると思われる。意思決定者は、利用可能な最新の国内情報に照らして、当該個人が最も基本的なニーズを調達する能力、虐待を受ける可能性、支援ネットワークの利用可能性及び合理的な期間内に状況を改善する見込みを考慮しなければならない。

2.5.14 詳細なガイダンスについては、人道的保護に関する庇護指令を参照のこと。

目次に戻る

2.6 イエメンでは、当該個人が国内に存在するだけで、生活又は個人を脅かす真の危険又は危害に遭遇すると確信する重大な根拠が存在するレベルの無差別暴力が発生しているか。

治安状況

2.6.1 2014 年を通じて、政府、フーシ派反政府勢力、スンニ派イスラム教徒集団、南部の分離主義者集団、アラビア半島のアルカイダ及び部族過激派組織等の異なる当事者間の衝突が発生し、治安状況は国内全域で悪化した。

2.6.2 中央政府の弱体化及び政府軍の分断化により、過激派集団は活動範囲を拡大することができるようになった。2014 年 9 月に、フーシ派反政府勢力

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

は、北西部の基地を拡大して、首都サナアを制圧した。

2.6.3 2015 年を通じて、国内各地で戦闘が発生し、国内 22 県のうち 18 県が影響を受けた。2015 年 6 月 17 日からこれまでに、サウジ連合軍は相次いで空爆を行い、主要インフラを破壊した。19 県で空爆が複数件報告された。サナア県及びバイダー県では、イスラム国が複数件の車載爆弾攻撃について犯行声明を出した。地上戦、爆撃、狙撃者による銃撃及び簡易爆破装置の爆発が各県で報じられた。

2.6.4 2014 年 9 月までに起こった複数集団間の交戦で、およそ 3,000 人が命を奪われた。2015 年を通じて、治安状況はさらに悪化し、既存の当事者間の戦闘は、ハーディー大統領政権の支援及び復興を目的とする、アラブ諸国で構成されるサウジ連合軍の主にフーシ派反政府勢力を狙った空爆によって激化した。この状況は、国内の過激派部隊であるイスラム国の台頭によってさらに複雑化した。サウジ連合軍の空爆は、サナア県を初めとする国内中部及び北部のフーシ派軍を特に標的にしたものだったが、この攻撃で多くの民間人が死傷した。国連の推計では、3 月の武力抗争の激化から 9 月末までの死亡者は 5,000 人を超え、負傷者は 26,000 人に上るということだが、国連の数字に記録されなかった死傷者がいる可能性もある。このデータには戦闘員と民間人の両方が含まれる(治安、武力抗争のレベル及び性質を参照)。

2.6.5 フーシ派の影響力がアデン県等の南部の広範囲に拡大した 7 月から、政府は南部の過激派組織及びサウジ連合軍の陸空軍の支援を得て、アル・フーシ派をアデン県から追放し、南部県の支配権を奪還した。政府軍はさらに、サナア県を初めとする国内中部及び北部のフーシ派にも脅威を与えるようになり、サウジ連合軍による空からの攻撃が相次いで発生した。しかし、政府が南部の支配権を取り戻した一方で、フーシ派による攻撃が南部で複数報告されており、アデン県では、聖戦士集団、特に、アラビア半島のアルカイダ (AQAP)及びイスラム国 (IS)による政府側標的物に対する爆撃が断続的に発生した。IS も、多数の死者を出した、サナアを初めとするフーシ派支配地域の複数の爆撃について犯行声明を出した。治安状況を参照。

2.6.6 国内東部では、治安関連の事件はほとんど報告されなかったが、政府が南部のフーシ派軍の撲滅及び首都サナアの支配権奪還に集中している間に、この地域は次第に聖戦士集団の支配権が強まりつつある。

2.6.7 武力衝突が相次ぎ、その矛先が主に民間人に向けられる中、戦闘及び武力紛争は次第に国内中部及び北部に移行したが、状況は依然として流動的であった。サウジ連合軍の支援を受けた政府がアデン市からフーシ派反体制派を追放し、イエメン当局が支配権を確立した 2015 年 7 月以降、同市は次第に安定を取り戻し、暴力事件の報告も少なくなった。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2.6.8 国連の報告によれば、武力抗争の激化が民間人及び必須インフラに与える影響は全ての大都市で拡大したが、フーシ派反政府勢力がアデン市を明け渡して以降、同市内の治安状況は、現在安定を取り戻しつつある。ハーディー大統領政権は、アラブ首長国連邦の支援により、アデン市の法と秩序を徐々に回復しつつある。同国は警察署の建設資金融資及び警察官の訓練を行った。武力抗争の影響を参照。

2.6.9 現在[2015 年 10 月]のアデン市及び国内南部の他の地域の治安状況は、QD の第 15 条(c)に反するものではないと思われるが、意思決定者は、入手可能な最新の国内情報を参照するべきである(定期的に更新される情報源一覧については、補遺 A を参照)。

2.6.10 2015 年 10 月時点と同様に、一部の地域、特にサナア及び国内北部及び中部地域では、無差別暴力のレベルは、そこに存在するだけで、個人がその生活又は命を脅かす真の危険に直面する考えるための本質的な根拠が存在する程度に達している。

2.6.11 第 15 条(c)に該当する全般的危険がない場合でも、意思決定者は、当該個人を危険に晒す可能性がある、当該個人の個々の事情に関連する特殊な要因の有無を検討しなければならない。

2.6.12 危険拡大要因の検討等の、第 15 条(c)に関するガイダンスについては、人道的保護に関する庇護指令を参照のこと。

目次に戻る

2.7 危険に晒されている個人がイエメンで国内移動するのは可能か。

2.7.1 国内ほぼ全域に見られる武力抗争の激しさ及び変動性により、国内移動は制限されているが、ハドラマウト県及びアデン県は 2015 年 7 月以降、他の地域に比べて平穏と安定を取り戻しつつある。

2.7.2 戦闘によって、商用機の飛行が一時中止され、一部の空港が閉鎖された。サウジアラビアとの陸路国境も閉鎖された。燃料供給が逼迫し、陸上輸送が制限されるにつれて、サウジ主導の輸入封鎖も移動に影響を与えた。アデン県の空港は商用機の離着陸を運休しており、政府軍部隊によって厳重に警備されている。イエメンの領空は現在、サウジ連合軍の支配下にある。イエメニア航空は、サナアからアンマンまでの限られた区間を運航している。運航予定は直前に変更又は中止になる(移動の自由を参照)。

2.7.3 政府軍、部族集団及びフーシ派軍は道路を封鎖し、治安検問所で取締りを行っている。主要都市内外への主な移動経路は、頻繁に遮断又は封鎖される。政府軍は、フーシ派が政府の支配地域に侵入しないようにしている。遠隔地のフーシ派軍及び地元部族民は、政府の規制制限を要求している。地元部族民は移動者に嫌がらせをしたり、所持品を盗んだりしている。検問所及び道路封鎖は政府の支配地域外で一層顕著である。移動の自由を参照。

2.7.4 民兵組織の児童兵等の武装衛兵、有人検問所及び道路封鎖は、女性、子ども及び障害者に、恣意的な逮捕及び拘禁、差別及び虐待の危険をもたらす。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2.7.5 社会差別によって、女性の移動の自由は著しく制限されているが、制限は場所によって異なる。しかし、アデン市では、安定化及び一定レベルの法と秩序の回復が進んでいる(移動の自由を参照)。

2.7.6 移動は国内ほぼ全域で依然として困難であるが、アデン県及び国内南部の安定した地域への移動は合理的である。意思決定者は、国内のどの地域の出身であるか及び帰還先等の、特定個人の個々の事情を十分に考慮した上で、国内移動の妥当性及び合理性を事例ごとに慎重に考慮しなければならない。意思決定者は、国内移動を検討するに当たって、入手可能な国内の最新情報を参照しなければならない。

2.7.7 国内移動に関する情報及び検討すべき要素については、信憑性及び難民の地位評価に関する庇護指令の第 8 節 2 を参照。

目次に戻る 目次に戻る

3. 方針の概要

3.1.1 イエメンは、2015 年 3 月に武力抗争が激化して以来、治安及び人道状況が悪化した武力紛争状態にある。サナアを中心とする国内北部及び中部では、空爆及び地上での武力衝突等の暴力が相次いで発生しているが、2015 年 7 月以降は、アデン県等の国内南部の一部の地域では、状況が改善している。

3.1.2 アデン県及び国内南部及び東部の他の地域の人道状況は、苛酷ながらも、第 3 条に抵触するレベルでは概ねない。強制送還が資格司令(QD)の第 15 条(c)に抵触するような無差別暴力の全般的危険が存在する状況でもない。ただし、当該個人の個々の状況に関連する特殊な要因がある場合は、それによって、当該個人が危険に晒される可能性もある。しかしながら、この状況は依然として変動的であり、どの事案も、国内の最新情報を踏まえた上で、個々の利点に基づいて検討する必要があろう。

3.1.3 サナア及び他の国内北部、西部及び中部地域では、人道状況及び治安状況はたいてい、第 3 条及び／又は QD の第 15 条(c)に抵触するものと思われる。どの事案も、国内の最新情報を踏まえた上で、個々の利点に基づいて検討する必要があろう。

3.1.4 アデン県及び／又は国内南部の他の地域への国内移動は、当該個人の個々の事情によっては、実行可能な選択肢になり得る。

3.2 却下される場合は、申請は、国籍・移民・庇護法 2002 の第 94 節に基づく『明確な根拠がない』と証明できる可能性があるものか。

3.2.1 申請の却下が妥当な場合は、国籍・移民・庇護法 2002 の第 94 節の下に『明確な根拠がない』と証明できる見込みはない。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

3.2.2 認定に関する詳細情報については、停止請願：NIA 法 2002 の第 94 節に基づく認定に関する庇護指令 を参照。

目次に戻る

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

国別情報

2015 年 11 月 3 日更新

4. 政情

4.1.1 外交問題評議会がイエメンの基礎情報について述べたところによれば、

『現在のイエメン国家は、米国とサウジアラビアが支援した北部のイエメン・アラブ共和国と USSR が支援した南部のイエメン人民民主主義共和国の統合により 1990 年に形成された。1978 年から北イエメンを統治してきた陸軍総司令官アリー・アブドッラー・サーレハが新生国の元首になった。(サーレハ大統領はロケット弾攻撃で負傷した後、2011 年 7 月にイエメンから亡命した)。[1] イエメンはカリフォルニア州より大きく、人口はおよそ 2,500 万人である。

『統合後も、首都サナア外部に対する中央政府の体制は絶対的ではなく、サーレハは、パトロネージを通じて、また様々な派閥同士を争わせる方法で権限を確保していった。

『サーレハ政権下で、イエメンはその統合に向けて多数の課題に直面した。1994 年には、統合後の統治下で周縁化されたと感じていた南部イエメン人運動、Al-Hirak の反乱が発生した。この南部運動はそれ以来、分離独立しない対価として、イエメンでの自治権の拡大を強く要求している。アラビア半島のアルカイダ(AQAP)及び関連するアンサール・アル=シャリーアの反体制派は南部で領土を確保した。2004 から 2010 年にかけて、イエメン北部のシーア派系ザイド派が主流を占めるフーシ派運動が 6 回にわたってサーレハ政権に対抗する反乱を起こした。

4.1.2 同報告書の続きによれば、

『イエメンは、イランが支援するシーア派系ザイド派運動、フーシによる政権打倒で、数十年来の最大の危機に直面している。2015 年 3 月にフーシが首都サナアを占拠し、アデン湾に向けて南下すると、サウジ連合軍はイエメン政府の復権に向けて空爆を開始した。

『この展開は、2011 年に発生したアリー・アブドッラー・サーレハ大統領の長期政権に対抗する反乱後の政権交代を頓挫させた。派閥抗争が続くさなか、アラビア半島のアルカイダは、領地を占拠する新たな機会を見出した。こうした中、国連は 2015 年 7 月に、イラク、南スーダン及びシリアと同様に、イエメンの人道的緊急事態を苛酷且つ複雑とみなした。潘基文国連事務総長は、敵対行為を中止し、救援物資の配布を促進するよう呼びかけた…」[2]

---

[1] BBC News: イエメンの概要 – タイムライン – 2015 年 9 月 25 日最終更新、http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-14704951 2015 年 11 月 3 日閲覧

[2] Council on Foreign Relations, 『基礎情報: 危機的状況下にあるイエメン』、2015 年 7 月 8 日、http://www.cfr.org/yemen/yemen-crisis/p36488. 2015 年 8 月 3 日閲覧。 August 2015.

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

4.1.3 バークレイ宗教・平和・世界問題センター(Berkeley Centre for Religion, Peace and World Affairs)の報告によれば、

「アブド・ラッボ・マンスール・ハーディーは、2012 年 2 月から 2015 年 1 月まで大統領職を務めた。同氏は元陸軍兵士で、1994 年に国防大臣に就任し、南部イエメン人分離主義者の掃討に尽力した。同氏は、アリー・アブドッラー・サーレハ大統領から副大統領に任命され、17 年間この地位にとどまった。2011 年の騒乱後、野党幹部と政府支持派は、サーレハからハーディーに権限を委譲することに同意し、ハーディーは国民選挙を経て、大統領になった。ハーディーは就任当初、軍の大規模な官僚組織を中央集権化し、アルカイダ軍から南部の大部分を奪還するなどそれなりの成功を収めたが、2014 年 9 月にフーシ派反政府勢力がサナアで蜂起すると、フーシとの権限共有協定の締結を余儀なくされた。フーシ派反乱軍はその後大統領官邸を占拠し、同氏を軟禁状態にした。ハーディー大統領は、その後 2015 年 1 月に辞任した。」[3]

4.1.4 英国外務連邦省のウェブサイトによれば、

「ハーディー大統領は 2015 年 2 月 20 日にフーシによる自宅軟禁状態から脱出し、現在はリヤドで亡命政府を設立している。サウジアラビア率いる連合軍は 2015 年 3 月 25 日に、ハーディー大統領の支援要請を受けて、フーシ派の侵略を阻止するためにイエメンで空爆を開始した。国内全域で空爆が相次ぎ、両軍間の衝突も国内各地で次々と発生している。政情及び治安状況は依然として定まらず、流動的である。」[4]

4.1.5 国際危機グループが(2015 年 3 月に) Middle East Briefing 第 45 号で述べたところによれば、

「イエメンは戦争状態にある。イエメンは現在、北部を支配し、南に向かって急速に進撃するフーシ運動と、アブド・ラッボ・マンスール・ハーディーを中心とする西側・湾岸協力会議同盟軍の支援を受ける反フーシ連合軍に分断されている。2015 年 3 月 25 日に、フーシ派は、港湾都市アデン市北部の戦略的軍事基地を占拠し、国防大臣を人質に取った。同日夜、サウジアラビアは、ほぼアラブ諸国で構成される他の 9 ヵ国と連携して、フーシ派の進軍を抑制し、政府を復興させるための軍事行動を開始した。ハーディーはリヤドに亡命し、2015 年 3 月 28 日に予定されるアラブ連盟サミットに出席する意向を示している。どの主要政党も、地域戦争に発展しかねないものの排除を真に願っているようには見えない。政治プロセスを救済するわずかな可能性を見込むには、地方自治体が速やかに軍事行動を中止させ、国内の政党が広く支持される大統領又は大統領評議会に同意するよう働きかけることが不可欠である。それが実現した時、イエメン人は

[3] Berkeley Centre for Religion, Peace and World Affairs: 『アブド・ラッボ・マンスール・ハーディー』、2015 年 3 月、http://berkleycenter.georgetown.edu/people/Abdo-Rabburh-mansour-hadi 2015 年 7 月 15 日閲覧 J

[4] Foreign & Commonwealth Office: イエメンの渡航ガイド: 安全及び治安、英国政府、2015 年 6 月 30 日最終更新、https://www.gov.uk/foreign-travel-advice/yemen/safety-and-security 2015 年 6 月 15 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

初めて政治交交渉の場に戻り、他の未解決問題に取り組めるようになる。」[5]

4.1.6 Briefing の続きによれば、

「フーシとハーディー派の分裂状態はほぼ爆発寸前だが、紛争はこれだけではない。フーシと元大統領アリー・アブドッラー・サーレハの最近の『政略結婚』も緊張を高めている。サーレハは 2011 年に退陣に追い込まれた後、国民の不満を上手く利用しており、所属政党である国民全体会議(GPC)及び可能な場合は息子のアフメド・アリー・アブドッラー・サーレハを介した段階的な政権復帰を目指して、巧みにフーシ派と同盟を組んだ。1990 年に北部と統合する以前は独立した州であった南部の分裂も拡大しつつある。南部の分離主義者は内部分裂を起こし、南部出身者ながら北部との継続的団結を支持するハーディーには懐疑的である。さらに、アルカイダと新生イスラム国(IS)運動はいずれも、フーシ派との決戦意志が固く、イエメンの崩壊状態に乗じて領土権を主張している。」[6]

4.1.7 2015 年 3 月のテレグラフ紙の報道によれば、

『米国特殊部隊は、治安状況の悪化に伴い、イエメンから撤退した。米軍最後の駐留部隊は、スンニ派及びシーア派軍の死闘が激しさを増したことを理由に撤退した。イエメンが ー 3 月 20 日に史上最悪のテロ攻撃を受けたことで急速に崩壊の兆しを見せる中、米国は、他の特殊部隊軍 100 個をイエメンから撤退した。

『アルカイダがアル・ハウタ市を占拠後、米軍部隊は同市の近隣基地から撤退した。イエメンは、シーア派イスラム教徒から派生した宗派に所属するフーシ派が北部中心地から進撃し、半年間で首都サナア及び国内 21 県のうち 9 件を掌握し、内戦の恐怖を引き起こした昨年以降、急速に内戦状態に向かいつつある。3 度の爆発で、150 人が死亡し、351 人が負傷した。イラクとレバントのイスラム国(Isil)から離脱した戦闘集団が犯行声明を出した。これによって、シーア派フーシと Isil 及びアルカイダのスンニ派間の紛争に対する懸念が高まっている。』[7]

4.1.8 ロイター通信の報道によれば、

「イスラム国のイエメン支部は、(2015 年 9 月 2 日)水曜日に首都サナアの北部地区にある(フーシ過激派組織が運営する)モスクで発生した 2 回の爆発について犯行声明を出した。この爆発で少なくとも 28 人が死亡し、75 人が負傷した。

---

[5] International Crisis Group: 『戦争状態のイエメン』 – Crisis Group Middle East Briefing No.45 2015 年 3 月 27 日、http://www.crisisgroup.org/en/regions/middle-east-north-africa/iraq-iran-gulf/yemen/b045-yemen-at-war.aspx 2015 年 7 月 16 日閲覧

[6] International Crisis Group: 『戦争状態のイエメン』 – Crisis Group Middle East Briefing No.45 2015 年 3 月 27 日、http://www.crisisgroup.org/en/regions/middle-east-north-africa/iraq-iran-gulf/yemen/b045-yemen-at-war.aspx 2015 年 7 月 16 日閲覧

[7] The Telegraph: 『米軍、治安状況の悪化に伴いイエメンから撤退』2015 年 3 月 21 日 http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/yemen/11487729/US-special-forces-evacuated-from-Yemen-as-security-situation-deteriorates.html 2015 年 7 月 17 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

フーシ派が運営する al-Mo'ayyad モスクはサナア市近隣のジャラーフ地区にあり、これまでも、イランと同盟を組むフーシ派を異端者とみなす超急進主義イスラム国家に標的にされたことがある。

「フーシ派の管理下にあるサバ通信がテキストメッセージの中で述べたところによれば、最初の爆発は al-Mo'ayyad モスク内での自爆テロが原因であり、これに続いて、モスクの外で衛生兵を狙った車載爆弾が爆発した。」[8]

4.1.9 テレグラフ紙の報道によれば、ハーディー大統領は、2015 年 9 月 22 日から 3 日間アデン市に滞在し、各閣僚及び議員と会合を行った。大統領はその後、ニューヨークでの国連会合に出席するために出国した。テレグラフ紙の報道の続きによれば、

「ハーディー大統領の帰国は、亡命政府が少なくとも国内の一部では政権を復活させられるだけの十分な領土をサウジアラビア率いる連合軍がイランと同盟するフーシ派過激派組織から確保していることを示す具体的な兆候であった。

「ハーディー氏は、暫定政府設立に協力するために先週アデン市に戻っていたハーリド・バハーハ首相及び複数の閣僚と挨拶を交わした。アラブ諸国 – 大部分がアラビア半島の富裕なイエメン近隣諸国 – で構成される同盟は 3 月に、ハーディー氏を復活させる意図でこの貧困国の内戦に介入し、イランと同盟を組むフーシ派軍をアデン市から撤退させるのに協力した。

「湾岸地上部隊は現在、フーシ派の拠点を、1 年前にこの集団が制圧したイエメン北部及びサナアに追い込もうとしている。これまでのところ、その成果はほとんどないようである。」[9]

目次に戻る

5. 主唱者

5.1.1 Janes の 2015 年 3 月の報告によれば、

『イエメンの領土の大半は、中央政府の実効支配下に置かれていない。イエメンには、元大統領サーレハ派、フーシ派反政府勢力[別称、アル・アンサール]、アルカイダ、南部の分離主義者及び独立した武装部族集団等の、国家に反抗する強力な武装アクターが多数存在する。ハーディー大統領が 2014 年 2 月 10 日に発表した 6 州構成の連邦国家を目指す計画は、アンサール・アラー・フーシ運動がサアダ県の拠点を新しく設置されたアザル州に吸収した時点で頓挫した。フーシ派はハッジャ県及びフダイダ県の沿岸県を初めとする領土の実行支配権の確立に向けて活動し、2014 年 8 月に、

[8] Reuter's News Agency: 『イスラム国、イエメンのモスク攻撃の犯行声明を出す、28 人が死亡、2015 年 9 月 2 日 、http://uk.reuters.com/article/2015/09/02/uk-yemen-security-sanaa-idUKKCN0R21XG20150902?feedType=RSS&feedName=worldNews 2015 年 10 月 2 日閲覧

[9] The Telegraph: 『アブド・ラッボ・マンスール・ハーディーイエメン大統領が半年ぶりに帰国、2015 年 9 月 22 日 http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/yemen/11882780/Yemen-president-Abd-Rabbu-Mansour-Hadi-returns-to-Aden-after-six-month-exile.html 2015 年 10 月 1 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

サナア市に進撃して、政府に対する主張を強引に通した。南部運動を代表する 21 人構成の委員会は、新しい連邦制度を承認したが、南部の分離主義者派閥は、複数の南部県を 2 つの州に分割し、石油が豊富なハダラマウト州から、アデン県、ダーリウ県及びラヒジュ県にある拠点を分断する新しい行政区画構造に反対した。ほぼ独立状態の部族は、自らの領地の見返りとして、連邦政府が扱う収入の分配及び割当てについて、県制度を通じた自治権の拡大を要求している。

「… イエメン暫定政府は、汚職の蔓延、石油に過度に依存する弱い経済及び食糧と水不足等の多方面にわたる既存の国内問題に直面した。政府が支配する領域一帯は今後も引き続き、相次ぐ AQAP 系の反政府活動、フーシ派による政府機関及び領地の実効支配の確立計画及び分裂した南部分離主義者の運動によって脅かされることになる。北部では、シーア派フーシ反政府勢力と、首都を制圧し、東部の主な石油生産地域に勢力を拡大するスンニ派戦闘員との宗派間抗争の危険が高まっている。」[10]

5.1.2 紛争の主役は、アブド・ラッボ・マンスール・ハーディー大統領に忠実な政府軍と、フーシ派と呼ばれる、2015 年 2 月にハーディー大統領をサナアから追放した、フーシと呼ばれるシーア派系ザイド派と連携する武装勢力である。[11]

5.1.3 BBC は 2015 年 3 月 25 日に、ハーディー大統領が大統領官邸を脱出したと報道した。それによると、

「イエメンのアブド・ラッボ・マンスール・ハーディー大統領は、フーシ派反政府軍の進撃を受けて、アデン市の官邸から脱出した。アデン市中心部では銃声が響く可能性があり、フーシ派と連携する治安部隊は国際空港を占拠した。反政府軍は水曜日朝、アデン市から 60km(37 マイル)しか離れていない主要空軍基地を占拠して以来、急速に勢力を拡大している。政府関係者は大統領の亡命報道を否定しており、現在もアデン市に留まっていると述べている。[12]

5.1.4 2015 年 4 月 24 日の BBC の報道によれば、

「元イエメン大統領はフーシ派反政府軍に、サウジ連合軍による空爆中止の見返りとして、制圧した領土から撤退するよう要求した。アリー・アブドッラー・サーレハは、国内の各党派及びサウジ連合軍に、国連が仲介する和平交渉を開始するよう訴えかけた。アブド・ラッボ・マンスール・ハーディー大統領がフーシ派反政府勢力によってアデン市を追われ、サウジアラビアの首都リヤドに亡命してから、イエメンは混乱状態に陥った。」[13]

---

[10] Janes、国別治安評価、イエメン、要旨、2015 年 3 月 25 日、https://janes.ihs.com/CustomPages/Janes/DisplayPage.aspx?DocType=Reference&ItemId=+++1303606. 2015 年 7 月 24 日閲覧

[11] BBC News: 『イエメンの危機: 誰が誰と戦っているのか』、2015 年 3 月 26 日、http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-29319423 2015 年 7 月 14 日閲覧

[12] BBC News: イエメンの危機: ハーディー大統領、フーシ派反政府勢力の進撃で亡命』、2015 年 3 月 25 日 http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-32048604 2015 年 7 月 15 日閲覧

[13] BBC News: イエメンの紛争: 『元指導者サーレハがフーシ派に同盟を請願』2015 年 4 月 24 日

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

5.1.5 外交問題評議会のウェブサイトで報告されたところによれば、

「フーシ派の台頭及びその後のサウジ連合軍の介入による政情不安は、イスラム国がその影響力を行使する権限の空白状態を生み出した。国内で最近発生した一連の過激な攻撃及び系列集団の増大により、イスラム国は国内最大規模の聖戦士集団—アラビア半島のアルカイダ(AQAP)の直接的脅威になっている。」[14]

5.1.6 報告の続きによれば、

「イスラム国の指導者、アブー・バクル・アル=バグダーディーが組織の拡大を公表してから 8 ヵ月後に、その数は 80 人からおよそ 300 人に増えたと言われている。2015 年 1 月時点で、イスラム国は国内南部及び中部の少なくとも 3 県に拠点を持つということである。国内最初の大規模な攻撃は、(2015 年)3 月 20 日に構成員がサナアで実行した自爆テロで、130 人を超える死者が出た。それ以降、イスラム国とその系列組織は、11 月及び 12 月にサナアで起こった 3 件を超える爆発事件を含め、少なくとも 5 回の攻撃を実行した。系列組織の数は次第に増え続けているようである。4 月には、イスラム国の系列組織、イエメンのカリフの兵士達が画像を公表し、「イエメンに乗り込んだ」と公表した。その 4 日後、イエメンの第 2 山岳旅団は、イエメン人兵士 4 人の断頭処刑及び他 10 人の銃殺を記録した映像を公表した。国内の IS 系組織の正確な数は不明である。」[15]

5.1.7 AEI の報告、『重大な脅威 - 2015 年のイエメンの危機的状況に関する報告 :2015 年 6 月 18 日』によれば、

「ISIS(イラクとレバントのイスラム国)の過激派組織は、フーシ派との宗派間の緊張を意図的に高め続けている。ISIS のサナア市支部過激派組織は、イスラム教の聖なる月ラマダンの初日である 6 月 17 日に、フーシ派を狙った車載型簡易爆発物を 4 回にわたって爆破させた。この攻撃で、2 つのモスク、フーシ派構成員の自宅及びフーシ運動の政治拠点が破壊された。ISIS サナア市支部過激派組織は、事件直後にツイッターで配信された声明を通じて、この攻撃の犯行声明を出した。これが、2015 年に国内で起こった ISIS の 2 度目の攻撃であった。ISIS サナア市支部は、3 月 20 日にも、サナア市及びサアダ県で、フーシ派を標的とするこれと同様と攻撃を実行した。この攻撃は、フーシ派が過剰反応するように追い立て、サラフィスト又は ISIS 又はアルカイダの支持者とされる個人を攻撃させることが目的だったと言われている。」[16]

---

http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-32458774 2015 年 7 月 15 日閲覧

[14] Council on Foreign Relations – Politics, Power and Preventive Action: 『イエメンにおけるイスラム国の台頭』、2015 年 7 月 7 日、http://blogs.cfr.org/zenko/2015/07/07/guest-post-the-rise-of-the-islamic- state-in-yemen 2015 年 7 月 16 日閲覧

[15] Council on Foreign Relations – Politics, Power and Preventive Action: 『イエメンにおけるイスラム国の台頭』、2015 年 7 月 7 日、http://blogs.cfr.org/zenko/2015/07/07/guest-post-the-rise-of-the-islamic-state-in-yemen 2015 年 7 月 16 日閲覧

[16] AEI Critical Threats – 2015: イエメンの危機状況に関する報告: 2015 年 6 月 18 日 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-june-18-2015 2015 年 7 月 16 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

6. 治安状況

6.1 2014 年の治安状況

6.1.1 米国の 2014 年に関する人権状況の国別報告
– イエメン – によれば、

6.1.2 「非国家主体は、イエメン国内で政府軍と武力紛争を展開し、2014 年後半に特に、重大な人権侵害を行った。2014 年 9 月までに、北部における部族過激派組織フーシ派反政府軍と政府軍の戦闘及び、南部における過激派分離主義者、政府軍及び AQAP 過激派組織の戦闘で、およそ 3,000 人が命を失った。 伝えられるところによれば、AQAP は治安施設を攻撃し、政府当局者及びシャリーア法に違反したとみなす個人を殺害する運動を頻繁に行った。非政府過激派組織は相次いで児童兵を利用した。[17]

6.1.3 「2014 年を通じて、シーア派運動フーシは、国内北東部でその拠点を力ずくで拡大し、複数の都市を占拠して、領土を手にした。フーシは 2014 年 9 月までに、諸官庁及び主要インフラを掌握した。国内 13 の政党は 9 月 21 日に、武力抗争を終結させる和平・国家連携協定 (PNPA)を締結した。11 月 9 日に、PNPA に準じて、ほぼ実務者で構成される暫定内閣が任命された。 国民対話会議(NDC)はこれまで、2013 年及び 2014 年に開かれ、イエメンの今後の政治に関する勧告を行った。暫定政府もこうした成果を上げることを目標に掲げた。フーシの侵略は宗派間抗争を増長させ、アラビア半島のアルカイダ (AQAP)は報復攻撃を多数実行した。治安部隊に対する当局の実効支配は流動的であった。[18]

6.1.4 アムネスティ・インターナショナルのイエメンに関する報告 2014-2015 によれば、

「2014 年を通じて、政府関係者及び軍上層部の殺人、外国人及び他の個人の拉致及び相次ぐ武力紛争で、イエメンの治安状況は悪化の一途をたどった。北部では、2013 年にサアダ県ダマジ地区で、フーシ派とスンニ派イスラム教徒イスラーハ党及びサラフィー派のアル・ラーシド党間で始まった武力衝突で、多数の命を奪われ、数百人が負傷した。2014 年 1 月には、主にアル・ラーシド党系の Dar al-Hadith 宗教学校で学ぶ学生の家族で構成される、ダマジ地区のアル・ラーシド支持者数千人が、停戦協定後に強制避難を強いられた。

---

[17] US State Department Country Reports on Human Rights Practices for 2014 – イエメン、2015 年 7 月 25 日: 要旨
http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2014&dlid=236630
2015 年 7 月 21 日閲覧

[18] US State Department Country Reports on Human Rights Practices for 2014 – イエメン、2015 年 7 月 25 日: 要旨
http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2014&dlid=236630
2015 年 7 月 21 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

停戦協定の締結に反して、南部では戦闘が拡大し、2014 年半ばまでに、フーシ派軍は敵対組織及び政府軍と衝突し、アムラーン県、ハッジャ県及びジャウフ県の大半を制圧した。

フーシ軍は 9 月に、サナア市のほぼ全域を制圧した。この戦いで、270 人以上が死亡し、数百人が負傷した。首都に進攻したフーシ派武装戦闘員は、陸軍部隊、諸官庁、党本部、報道機関及びイスラーハ党員の自宅を略奪した。停戦協定と 11 月の新政府結成にもかかわらず、フーシ派はその後もサナア南部で活動し、市内の陸軍部隊、部族民及びアラビア半島のアルカイダ(AQAP)に所属する武装戦闘員と衝突した。AQAP はこれに応戦して、サナア及び他の複数の都市で攻撃を実行した。この攻撃で子どもを含む多数の死傷者が出た。

『南部では、政府軍と AQAP 戦闘員の衝突が発生し、AQAP は政府の施設を狙った自爆攻撃等の攻撃を実行した。これには、サナアの陸軍病院で職員及び患者を含む 57 人が犠牲になった 2013 年 12 月 5 日の攻撃などがある。AQAP は 6 月に、シャブワ県の陸軍検問所も攻撃し、この攻撃でイエメン人兵士 8 人と助けに入った部族民 6 人が死亡した。AQAP は、この攻撃は、米国がイエメン政府を支援して実行した同軍へのドローン攻撃に対する報復だと述べた。

「政府軍は 4 月に、アビヤン県及びシャブワ県にある AQAP の拠点を攻撃した。伝えられるところによれば、この攻撃で、およそ 20,000 人が強制避難させられた。 米軍も AQAP への攻撃を実行し、AQAP 構成員を標的にしたドローン攻撃を行って、構成員を殺害した。この攻撃による民間人死傷者は数えきれないほど多かったということである。米軍は 12 月に、AQAP の捕えられたジャーナリスト、ルーク・サマーズの解放計画を実施したが、結果的、同氏ももう 1 人の人質も殺害された。国連人権高等弁務官事務所によれば、非合法化された慣行であるにもかかわらず、政府軍も武装敵対集団も、児童兵を徴募及び利用した。」[19]

6.1.5 国連が確認したところでは、2013 年から子どもの徴用及び利用が著しく増えており、これまでに徴用及び利用された、9 歳から 17 歳の少年は合計 156 人であった。事案の大半(140 件)は、存在感が顕著なアンサール・アラーが実行者であった。国連の記録によれば、武装した子どもは、検問所に配置され、武装車両に乗せられ、建物を護衛した。2014 年 9 月に、アンサール・アラーが首都に勢力を拡大したのに伴って、YAF とアンサール・アラーの区別が困難になった。16 歳から 17 歳の少年 11 人が、政府やサラフィー派と連携するイスラーハ系部族過激派集団は、徴募及び利用された。2 人を除く全員が

[19] Amnesty International Report: イエメン – 2014-2015、2015 年 2 月 25 日公表 、https://www.amnesty.org/download/Documents/POL1000012015ENGLISH.PDF 2015 年 7 月 21 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

前線に送られ、他の 4 人は、バイダー権の部族武装集団に合流したことが確認されている。」[20]

6.1.6 報告期間(2014 年 1 月から 12 月)を通じて、フーシ派／アンサール・アラーがその活動を拡大した北部県では治安状況は著しく悪化した。政府軍とイスラーハ党系の部族過激派集団及び、部族武装集団とフーシ派とアラビア半島のアルカイダ(AQAP)間で複数の武力衝突が発生した。南部県の状況も依然として緊張状態であり、ダーリウ県で複数の武力衝突が発生した。アデン県では、AQAP 及びアンサール・アル・シャリーアに対する YAF の集団攻撃及び Al Hirak(南部の分離主義運動)支持者と治安部隊間の衝突が相次いで発生した。

6.2 2015 年の状況

6.2.1 FCO が 2015 年 10 月 14 日現在の英国国籍者に向けた渡航勧告の中で述べたところによれば、

『2015 年 2 月 20 日にフーシによる自宅軟禁状態から脱出し、リヤドで亡命政府を設立している。サウジアラビア率いる連合軍は 2015 年 3 月 25 日に、ハーディー大統領の支援要請を受けて、フーシ派の侵略を阻止するためにイエメンで空爆を開始した。国内全域で空爆が相次ぎ、両軍間の衝突も国内各地で次々と発生している。政情及び治安状況は依然として定まらず、流動的である。[21]

6.2.2 勧告の続きによれば、『現在の政情及び治安状況を踏まえると、政府が国内で支配する地域は限られており、一部の地域はフーシ派又はアルカイダに占領されている。主要都市内外に通じる経路は、閉鎖又は遮断されている。』[22]

6.2.3 国連総会の安全保障理事会が 2015 年 6 月 5 日の報告書『子どもと武力紛争』の中で述べたところによれば、

『2015 年 4 月に、国際連合軍はアンサール・アラーに対する空爆を開始した。伝えられるところによれば、この攻撃で子どもの死傷者が多数出たということである。

6.2.4 国連人道問題調整事務所の 2015 年 6 月の報告によれば、

「複数の紛争当事者による国際人道法違反によって大勢の人々が犠牲になった。紛争で避難を余儀なくされた住民は 100 万人を超える。これまでにおよそ 2,800 人 – 半数が民間人であった – が命を奪われ、およそ 12,000 人が負傷した。人口密集地域における爆発物の使用及び、病院、

---

[20] United Nations General Assembly Security Council: 『子どもと武力紛争』第 208 – 209 項、2015 年 6 月 5 公表、 2015 年 6 月、 http://www.refworld.org/pdfid/557abf904.pdf 2015 年 7 月 22 日閲覧

[21] FCO, イエメンの渡航ガイド: 安全及び治安、英国政府、2015 年 10 月 14 日最終更新、https://www.gov.uk/foreign-travel-advice/yemen/safety-and-security

[22] FCO, イエメンの渡航ガイド: 安全及び治安、英国政府、2015 年 10 月 14 日最終更新、https://www.gov.uk/foreign-travel-advice/yemen/safety-and-security

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

学校、発電所及び水道設備等の民間人の生活及び生計手段に不可欠な民間インフラの攻撃は許容できるものではなく、その幸福に大きな影響を及ぼす。[23]

6.2.5 2015 年 6 月 30 日の FCO の英国国民に対するイエメン渡航ガイドによれば、

『2014 年 9 月 21 日以降、イエメンのサアダ県を出自とする武装集団、フーシはサナアの主要箇所を占拠し、フダイダ県、ザマール県、バイダー県、マアリブ県、イッブ県、ジンジバル、タイズ県及びアデン県等のサナアの南部、東部及び西部に位置する複数の県でその存在を確立した。この状況は、フーシ軍と AQAP 及び部族等の他の武装集団間の武力衝突が多数発生する結果を招くことになった。[24] しかし、アデン県はその後、フーシ軍から解放された。[25]

6.2.6 2015 年 7 月の Jane's の報告によれば、

「イエメンにおける治安の空白状態は、中央当局の弱体化により悪化しつつあり、政府軍の分裂を進めている。

『… 中央当局の弱体化及び政府軍の分裂は、アラビア半島のアルカイダ(AQAP)に無制限の機動の自由を与えることになりかねない。AQAP 系の過激派組織及びハドラマウト国家評議会(Hadramawt National Council)は、4 月 16 日に、いずれもアル・ムッカラにあるリヤン空港、第 19 防空旅団の本部及びザバハ石油ターミナルを占拠した。ムッカラ市は 4 月 2 日以降、AQAP 系部族の支配下に置かれている。AQAP の領土占拠を見ると、イエメンの多面的内戦をこの集団がいかに巧みに利用したかが如実にわかる。政府軍部隊は AQAP と対峙し、その進攻を抑止する意欲のなさを表し続けており、このままでは、フーシ派の脅威になり得る唯一の武力になるという口実を利用して、AQAP が地元部族を吸収し、社会奉仕及び何らかの原始的統治を行っていく可能性が高い。国内には、AQAP の進攻を抑制できる地上戦部隊がないため、現時点では、USUS の無人航空機(UAV)ドローンによる攻撃又はサウジ連合軍の空爆がこの集団に対する唯一の対抗手段である。

『しかし、AQAP と地元部族の融合が進み、治安の空白状態が、今後数カ月にわたって続く可能性が出てきたことで、AQAP 過激派組織に対する空爆の効果は、最小限になると見られている。この集団は、地上戦で抑制される可能性が依然として低く、これによって、シャブワ県、ラヒジュ県、アビヤン県及びマアリブ県等の他県でも、領土を拡大し、攻撃力を強化していく可能性が高い。AQAP がさらに部族を吸収し、領土の支配権を掌握できるか

---

[23] イエメン人道対応計画 – 2015 年改訂版(2015 年 6 月)2015 年 6 月 19 日公表 http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-humanitarian-response-plan-2015-revision-june-2015-enar 2015 年 7 月 16 日閲覧

[24] FCO, 渡航ガイド、イエメン、2015 年 6 月 30 日更新、https://www.gov.uk/foreign-travel-advice/yemen 2015 年 7 月 23 日閲覧

[25] MCW News (Media With Conscience): 『イエメン反政府軍がアデン空港を奪還』、2015 年 7 月 14 日 http://www.mwcnews.net/news/middle-east/52936-yemeni-anti-rebel.html 2015 年 10 月 23 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

否かは、恐らく、この集団の資金力、社会福祉プログラム及び地元部族ネットワークを通じた地方自治体への統合によって決まると思われる。このため、タリム、サユーン、アシュ・シール、シバーム及びアタク等の南部の都市では、銀行、郵便局及び陸軍基地を狙った武装攻撃の頻度が高まる可能性が高い。

『こうした中で、イスラム国は 2015 年 3 月 20 日にサナアで発生し、多数の死傷者が出たフーシ派のモスクを狙った 1 回目の自爆攻撃について、犯行声明を出し、同じ日に『wilayat Sanaa』(サナア州支部)の結成を発表した。 イスラム国サナア州支部も、6 月 18 日に発生したフーシ派を狙った 4 回にわたる車載簡易爆発物(VBIED)攻撃の犯行声明を出した。これを見ると、国内の複数州で現在活動するこの集団が、活動能力をいかに拡大しつつあるかがわかる。AQAP とイスラム国が競い合うという状況も、治安部隊、フーシ派の拠点、公共施設、モスク、ホテル及び西側の民家を狙った大規模な集団殺人攻撃の増加という状況に置き換わる可能性がある。[26]

6.2.7 AEI の重大な脅威の報告によれば、

「ジュネーブで行われている国連主導の和平交渉は、両当事者が妥結を拒否しているため、成功する見込みは低い。国連は、交渉がほとんど進展しないことを理由に、政治対話を 6 月 19 日まで延長した。フーシ派及びアブド・ラッボ・マンスール・ハーディー政権はいずれも、交渉を決裂させようとしていると相互に非難している。フーシ派の代表は、ハーディー政府はアデン県及びタイズ県からの過激派組織撤退を要求しているが、これは、フーシにとって許容できない条件であり、ハーディー政府側は交渉の余地がない要求としていると述べた。フーシ派は、元大統領、アリー・アブドッラー・サーレハに忠誠を誓い、国民全体会議に所属する政治家を含む代表を今の 22 人から 10 人に減らす要求も拒否している。フーシの指導者アブドル・マリク・フーシは、和平交渉に底意を込めようとしているとして、イスラエル、米国及びサウジアラビアも非難した。こうした中、国内のフーシ過激派組織は 6 月 17 日に、現在、アブド・ラッボ・マンスール・ハーディー政府の代表として和平交渉に参加中のアブドル・アズィーズ・ジュバリ(Abdol Aziz Jubbari)のザマール県の自宅を爆破した。この攻撃の目的は、ジュバリを委縮させ、和平交渉の緊張を高めることだと言われている。」

6.2.8 2015 年 7 月の AEI の重大な脅威の報告書によれば、

「人民抵抗軍は、国内南部及び北部で増援部隊を移動するフーシ派の車列を標的にすることが多くなっている。人民抵抗軍は 6 月 15 日にイッブ県で、フーシ派の車列に奇襲攻撃を仕掛け、フーシ過激派組織の構成員 15 人を殺害した。これは先週実行された奇襲攻撃の中で最も過激な攻撃であった。反フーシ派軍は、6 月 16 日にも、イッブ県中部のサーマラ地区のタイズ市に向かう増援部隊の車列を襲撃した。この攻撃をきっかけに、フーシ派は

[26] Janes, 安全保障リスク監視評価、イエメンの治安状況、2015 年 7 月 17 日 https://janes.ihs.com/CustomPages/Janes/DisplayPage.aspx?DocType=Reference&ItemId=+++1303456 2015 年 7 月 23 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

タイズ県及びラヒジュ県の領地の一部を反フーシ派軍に奪われることになった。フーシ派は単独で、サウジアラビアとの国境沿いで砲兵射撃を行い、サウジアラビアの領土を相次いで攻撃している。」

「反フーシ派の政治家は、フーシ派との交戦に向けてアリ・モフセン・アフマル大将の帰還を要請している。Mohammed Salem bin Abud ジャウフ県知事も、アリ・モフセン・アフマル大将のイエメン帰還を要求している。フーシに立ち向かう人民抵抗軍を統一及び指導するためである。アリ・モフセン・アフマルは 2004 年から 2010 年にサアダ県で起こったフーシとの交戦で政府軍の指揮を執った実績がある。アリ・モフセンは現在、国内中部のマアリブ県にいるという未確認情報もあるが、最後に確認された所在はサウジアラビアであった。フーシ派は最近、ジャウフ県の県都を占拠し、第 115 歩兵旅団司令官の自宅を襲撃した。」

「フーシ派に対する ISIS の攻撃は、フーシ派を強硬な軍事対応に追い込み、スンニ派が報復措置を受ける可能性がある。かかるシナリオが実現すれば、イエメンの内戦を政治的に解決する現行計画が頓挫し、この内戦に宗派間抗争という危険な要素が加わることになる。フーシ派の攻撃が拡大すれば、サウジアラビアも、フーシ派に対する軍事作戦の強化に意欲的になる可能性がある。このシナリオが実現すれば、現在イエメンで唯一 ISIS と戦えるフーシ派を弱体化させることになろう。」[27]

6.2.9 2015 年 6 月の UNOCHA の報告によれば、

「この内戦の影響を最も強く受けた地区は、アデン県、サアダ県、ハッジャ県、アビヤン県、ダーリウ県、ラヒジュ県、タイズ県及びサナア市に集中している。ラヒジュ県及びダーリウ県では、南部で武力衝突が激化したために、2015 年 3 月後半から、大規模な国内強制避難が始まり、最終的には、およそ 250,000 人が故郷を追われ、近隣地域に強制避難した。北部では、2015 年 4 月及び 5 月にかけて空爆及び爆撃が集中的に発生したことにより、主に、サアダ県、アムラーン県及びハッジャ県で強制集団避難が確認された。2015 年 3 月 30 日に、ハッジャ県の IDP キャンプが襲撃され、キャンプで暮らす避難民 16,000 人及び周辺地域の住民数千人が散り散りになった。県全域が軍事区域になるという警告後に行われた 2015 年 5 月 8 日及び 9 日の激しい空爆により、サアダ県では大規模な強制避難が報じられた。[28]

6.2.10 AEI の重大な脅威の 10 月の報告によれば、『イエメン南部及び北部におけるサウジ連合軍の先日の勝利は、フーシ派に圧力をかけたようで、アブド・ラッボ・マンスール・ハーディーイエメン大統領の交渉に向けた前提条件を承諾した。』報告の続きによれば、

『フーシ派はハーディーの交渉に向けた前提条件を正式に承諾した。フーシ派及び国民全体会議党の同盟は、国連に正式書簡を提出し、先月

[27] AEI Critical Threats – 2015: イエメンの危機的状況に関する報告: 2015 年 6 月 18 日 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-june-18-2015 2015 年 7 月 16 日閲覧

[28] UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs: イエメンにおける 2015 年の人道的ニーズの概観、2015 年 6 月 23 日公表、http://reliefweb.int/mwg-internal/de5fs23hu73ds/progress?id=qXMkUBUSlP0bdaiEiBB9UXQXIiWWV7MlGopaXOvGaf8 , 2015 年 7 月 16 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

オマーンの首都マスカットで行われた和平交渉で提言された 7 項目の計画に従い、全面的武装解除及び征圧した領土からの 10 月 6 日の撤退を組み込んだ UNSCR 2216 の条項を受け入れる旨を述べた。フーシ派はこれまで、UNSCR 2216 を公式に認めたことがない。

『フーシ派は、こう着状態の長期化に備えてシーア派同盟軍の支援を確保した。フーシ派革命委員長 Mohammed Ali al Houthi は、レバノンのヒズボラ系報道機関、al Mayadeen News の 10 月 1 日の取材の中で、フーシ派は今後、アデン県奪還ではなく、サウジアラビアを攻撃すると主張した。』[29]

6.2.11 最新情報を伝える出典一覧については、補遺 A を参照。

目次に戻る

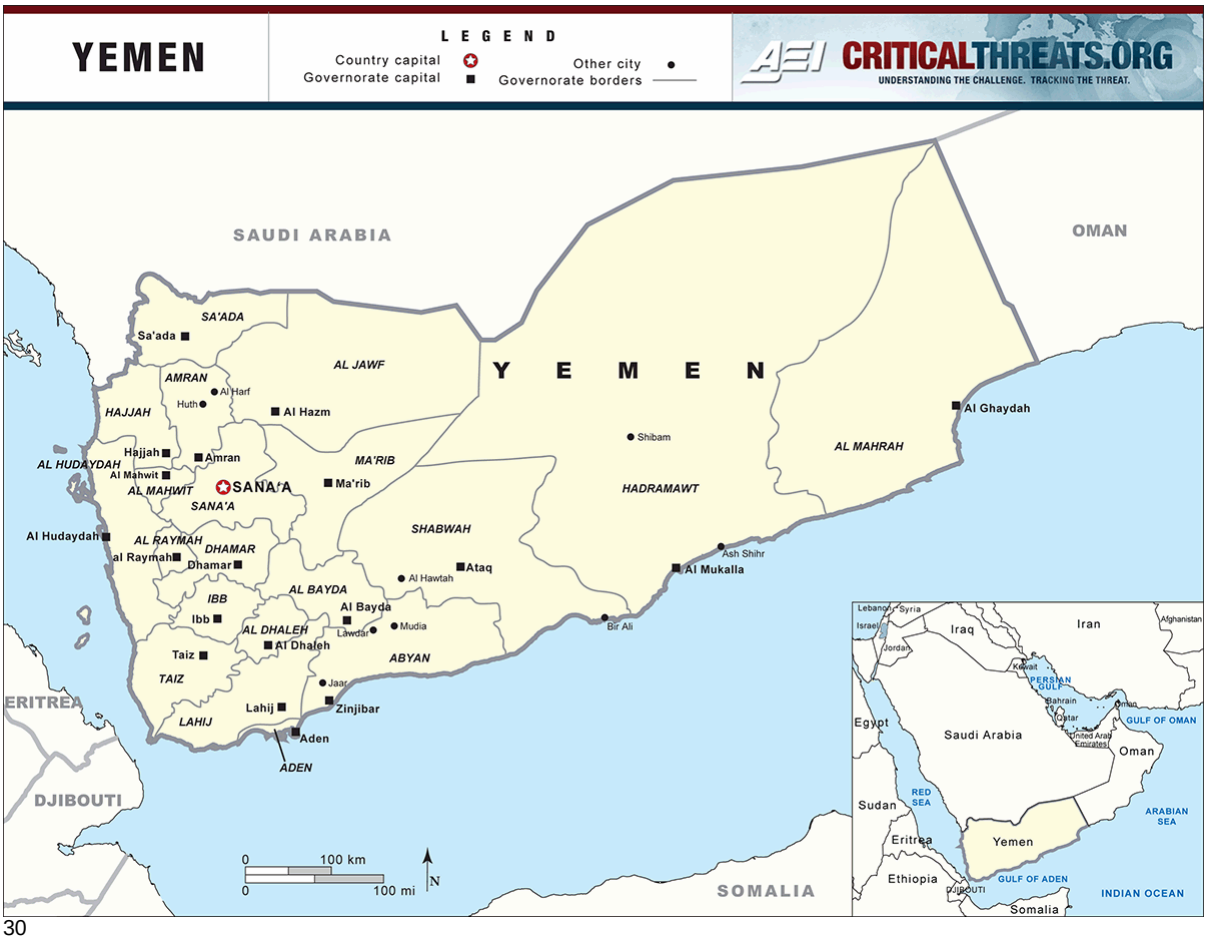

30

6.3 イエメン南部

6.3.1.1 イエメン南部は、アデン県、ダーリウ県、ラヒジュ県、アビヤン県及びタイズ県で構成される。

---

[29] Critical Threats: イエメンの危機的状況に関する報告: (2015 年 10 月 7 日) 2015 年 10 月 22 日閲覧 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-october-7-2015

[30] AEI Critical Threats, イエメンの地図、日付不詳、2015 年 10 月 14 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

6.3.2 ワシントン大学の政策文書によれば、

『北部反体制派による地上と空からの長期に及ぶ一連の進攻の末、[2015年]3月20日に、アデン県はフーシ派に陥落した。電撃的な襲撃でタイズ市(アデン県と地続きのイエメン第三の都市)、次いで(アデン市から北に60キロ離れた米・イエメン共同テロ対策施設の)アル・アナド基地、そして最後にアデン市国際空港及び大統領官邸が占拠された。ハーディー政府と南部抵抗軍が支配権を維持した同市の地域はごくわずかで、主に湾に面した2つの半島内、つまり、アデン市の主要海港があるクレーター及びその石油精製貯蓄タンクがあるリトル・アデンだけだった。』[31]

6.3.3 しかし、ハーディー派と『南部抵抗』同盟軍は、7月17日に、『黄金の矢作戦』に基づくアラブ首長国連邦(UAE)の地上展開部隊の支援を得て、フーシ派反政府勢力からアデンを奪還した。[32]反フーシ派軍は7月後半に、その支配地域をアデン市の北まで拡大した。AEIの重大な脅威が7月27日に述べたところによれば、

『反フーシ派抵抗軍は、アデン市より北の領土支配権をめぐってフーシ派と相次いで交戦した。反フーシ派軍は、南部抵抗軍がフーシ派をアナド周辺の領土から追放したのを受け、7月26日に、アデン市より北のラヒジュ県にあるアナド空軍基地の支配権をめぐってフーシ派と戦った。フーシ派からアナド空軍基地を奪還する試みは7月19日、22日及び24日にも実行された。伝えられるところによれば、アデン市に入った南部抵抗軍は7月25日に、フーシ派軍の総司令官アブドル・ハリク・フーシとフーシ派指導者のアブドル・マリク・ハーシの兄弟の捕獲も成功させたということである。フーシ派はタイズ県の支配権を守るために戦闘を続けており、5月に支配権を失ったダレフ市を爆撃した。フーシ派軍は北部に進軍する勢いだったが、残る領土の支配権を維持する決断を下したようである。』[33]

6.3.4 8月3日のAEIの報告によれば、『アラビア半島のアルカイダ(AQAP)は引き続き、イエメンの港湾都市の1つを掌握しており、ハドラマウト県の直接支配権を拡大しようとする可能性がある。これは、ハドラマウト県の治安部隊が国内中部の戦闘に集中しているためである。サウジ連合軍は『黄金の矢作戦』の一環として、フーシ派が所有する領土の奪還に向けた第2の攻撃準備を整えているようである。』[34]

6.3.5 AEIの8月10日の報告によれば、

---

[31] The Washington Institute: イエメンにおけるサウジ・UAEの活動(第1部): アデン市における黄金の矢作戦、2015年8月10日、http://www.washingtoninstitute.org/policy-analysis/view/the-saudi-uae-war-effort-in-yemen-part-1-operation-golden-arrow-in-aden 2015年10月14日閲覧

[32] The Washington Institute, イエメンにおけるサウジ・UAEの活動(第1部): アデン市における黄金の矢作戦、2015年8月10日、http://www.washingtoninstitute.org/policy-analysis/view/the-saudi-uae-war-effort-in-yemen-part-1-operation-golden-arrow-in-aden 2015年10月14日閲覧

[33] Critical Threats: イエメンの危機: アデン湾の治安レビュー: 2015年7月27日 http://www.criticalthreats.org/gulf-aden-security-review/gulf-aden-security-review-july-27-2015 2015年10月22日閲覧

[34] Critical Threats: イエメンの危機: 状況報告 2015年8月3日 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-august-3-2015 2015年10月22日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

『反フーシ派軍はその足場をイエメン南部に拡大し、北側からフーシ派を追い込み続けた。ラヒジュ県では 8 月 3 日に、反フーシ派過激派組織が外国部隊の支援を受けて、アナド軍事基地及び 10 都市を占拠した。反フーシ派司令官は、反フーシ派軍は、ラヒジュ県をほぼ全て奪還し、次はアビヤン県を奪還する計画だと述べた。人民抵抗軍は 8 月 6 日に、ラブザ軍事基地も征圧した。反フーシ派軍は単独で、8 月 3 日に、アビヤン県で、ジンジバルにあるフーシ派軍が支配する第 15 歩兵旅団キャンプを包囲し、8 月 9 日にジンジバルを占拠した。ジンジバルに対する黄金の矢作戦で、アラブ首長国連邦の兵士 3 人が死亡した。

『人民抵抗軍は 8 月 3 日についに、タイズ県及びイッブ県で、タイズ県の Jabal al Arous 及びイッブ県の Jabal al Muqatr を占拠した。伝えられるところによれば、サウジアラビア軍はタイズ市全域を管轄する空軍部隊を確立したということであり、現地筋の報道によれば、サウジアラビアは 8 月 6 日に、モカ港に軍艦を配備した。ダーリウ県、タイズ県及びイッブ県の反フーシ派軍当局者は、8 月 6 日に、黄金の矢作戦及び人民抵抗軍を支援するための抵抗軍評議会を創設した。当局者は、イッブ県の著名な反フーシ派指導者の Sheikh Abdel Wahid Hazam al Shalay al Daam 中将を議長に選任し、Hani al Sayadi を副議長に選任した。反フーシ派軍と外国部隊は 8 月 9 日に、タイズ市の al Siteen 街を制圧した。人民抵抗軍は 8 月 10 日に、イッブ県の 3 つの地区を占拠し、この地域に検問所を設置した。』[35]

6.3.6 8 月 15 日の AEI の報告によれば、

『反フーシ派連合軍は、イエメン南部の支配権を確立した。タイズ県人民抵抗軍連携会議の広報担当官、Rashad al Shar'abi は 8 月 12 日に、アリー・アブドッラー・サーレハ元イエメン大統領の忠誠軍を含むフーシ派の残留部隊に対し、アビヤン県の領地の他、タイズ市からの撤退及び武装解除を要求した。Shar'abi は、人民抵抗軍はタイズ市の奪還とアブド・ラッボ・マンスール・ハーディーイエメン大統領の政府機関の復興に焦点を当てる....と述べた。アブド・ラッボ・マンスール・ハーディーイエメン大統領は、イエメン南部の統治を回復する努力を続けた。ハーディー政府は 8 月 10 日に、ラヒジュ県知事及びアビヤン県知事を新たに任命した。8 月 11 日には、イエメン観光相、司法相、水道相及び運輸相がアデン市に到着した。』[36]

6.3.7 同報告書の続きによれば、『アラビア半島のアルカイダ(AQAP)はサウジ連合軍の先日の『黄金の矢作戦』の成功を相次いで利用しては、その領土を拡大している。サウジ連合軍は、『黄金の矢作戦』の一環としてイエメン北部の確保に向けた第三の攻撃準備を整えているようである。』[37]

---

[35]Critical Threats: イエメンの危機状況報告: 2015 年 8 月 10 日 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-august-10-2015 2015 年 10 月 22 日閲覧

[36] Critical Threats: イエメンの危機状況報告 2015 年 8 月 15 日 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-august-15-2015 2015 年 10 月 22 日閲覧

[37] Critical Threats: イエメンの危機状況報告 2015 年 8 月 15 日

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

6.3.8 AEI が 8 月 21 日に述べたところによれば、『「黄金の矢作戦」の開始後に見られたフーシ派に対する初期の勢いは、イエメン南部におけるフーシ派の反撃開始に伴って、次第に衰えているようである。アラビア半島のアルカイダ(AQAP)及びイラクとシャームのイスラム国(ISIS)は再三にわたって、[サウジ連合軍とフーシ派間の]紛争の恩恵を被っている。』[38]

6.3.9 AEI の 8 月 26 日の報告によれば、アラビア半島のアルカイダ(AQAP)及びイラクとシャームのイスラム国(ISIS)は、サウジ連合軍の勝利に引き続き乗じて、その領土支配権を強化し、徴募活動を拡大している。連合軍は、国内南部及び東部の最近奪還した領土を統治及び支配するアブド・マンスール・ハーディーイエメン大統領の力量を高めるべく活動を開始した。』報告の続きによれば、

『サウジ連合軍は、国内南部及び東部におけるフーシ派の反撃後、一部の領土を奪還し、バイダー県を制圧した。イッブ県、タイズ県及びシャブワ県では、人民抵抗軍が次第に多くの領地を占拠し、フーシ派残留軍の掃討活動を相次いで行った。バイダー県中部では、サウジ連合軍が反フーシ派過激派組織と連係して、フーシ派追放に向けた軍事作戦を開始した。AQAP 過激派組織とされる集団も単独で、バイダー市内のフーシ派が支配する建物付近で車載簡易爆発物を使った自爆攻撃を行った。』

6.3.10 この報告では、アデン県における政府／連合軍に対する ISIS 及び AQAP の攻撃及び、政府の支配下にある(連合軍の支援を受ける)地域で法と秩序の回復を支援する連合軍の努力も報告された。それによると、

『AQAP と ISIS は、県の治安確保に対するアブド・ラッボ・マンスール・ハーディー政権の訴えに反して、アデン県で軍事活動及び政治活動を行った。AQAP は 8 月 22 日に、アデン県の重要な政府及び軍の施設を攻撃し、2 つの地区を占拠し、その翌日に撤退した… サウジ連合軍は南部の聖戦士活動を阻止する行動を開始し、政府治安部隊の復活に向けて警察の訓練装備プログラムを実施し、少し前に奪還した領地に連合軍部隊を配備した。』[39]

6.3.11 AEI は 9 月 14 日に、サウジ連合軍がアデン県の治安状況回復に向けて努力している様子を伝えた。それによると、『サウジ連合軍及びハーディー政府は、アデン県の治安改善に向けて努力を続けている。サウジ連合軍は 9 月 13 日に、犯罪活動の抑止及びアデン市の主要施設の保護に向けて複数の部隊を配備した。』[40]

---

http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-august-15-2015 2015 年 10 月 22 日閲覧

[38] Critical Threats:イエメンの危機状況報告 2015 年 8 月 21 日 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-august-21-2015 2015 年 10 月 23 日閲覧

[39] Critical Threats:イエメンの危機状況報告 2015 年 8 月 26 日 August 2015 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-august-26-2015 2015 年 10 月 23 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

政府当局者は 9 月半ばまでに、アデン市に復帰した。

『ハーディー[大統領]は複数の閣僚と共に、政府の再建に向けてアデン市に戻った。9 月 16 日には、ハーリド・バハーハ副大統領が閣僚 7 人とアデン市に到着し、そこで行われた会合で、ハバーハは、タイズ県の奪還とアデン市の報道及び教育機関の復興が同氏の最優先事項だと強く主張した。イエメン政府はアデン市で、UAE 政府の他、治安協力及び社会奉仕プロジェクトを手掛ける人道支援団体と会合を行った。ハーディーイエメン大統領は 9 月 22 日にアデン県に到着し、シャアブ市の al Qasir ホテルに居室を構えた。』[41]

6.3.12 AEI の 10 月 2 日の報告によれば、

『アブド・ラッボ・マンスール・ハーディーイエメン大統領政府は、大統領の人民の正当性が欠如し、フーシ派が反撃を仕掛けているイエメン南部では依然として、複数の課題に直面している。ハーディー大統領は 9 月 28 日に、イエメン南部抵抗軍の指導者 Aydarus Qasim al Zubaydi をアデン県知事に指名することで、政府と南部住民間の緊張を軽減しようとした。フーシ派は 9 月 30 日に、単独で、国内南部のサウジ連合軍の複数の拠点に反撃を仕掛け、タイズ県及びラヒジュ県の戦略上の要地を占拠し、ラヒジュ県に複数台の軍事車両を乗り入れた。アデン市を攻撃する可能性もある。フーシ派軍も、10 月 1 日に、サラーフッディーン軍事基地で弾道ミサイルを撃ち込んだ。フーシ派がラヒジュ県の連合軍支配に抵抗できる場合は、国内南部における連合軍及びハーディー政府の強化は阻止されることになる。』[42]

6.3.13 2015 年 9 月 29 日の UNOCHA の報告によれば、

『タイズ市及びタイズ県では戦闘が激化し、治安の悪化及び燃料の逼迫という事態を招いた。これによって、県際活動による救命医療器具の調達及び水の配給が妨げられた。人道支援パートナーによれば、タイズ市のアル・ラウダ病院は、1 ヵ月以上医療品を調達できず、子ども用の医薬品等の人道支援物資は武装集団に没収された。以前は 300,000 人を超える人々に貢献した給水網は、燃料を中央貯蔵所から揚水施設に運搬する設備の損傷及び不能により、8 月 18 日から機能停止状態になっている。』[43]

---

[40] Critical Threats:イエメンの危機状況報告 2015 年 9 月 14 日 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-september-14-2015 2015 年 10 月 23 日閲覧

[41] Critical Threats:イエメンの危機状況報告 2015 年 9 月 22 日、 2015 年 10 月 23 日閲覧 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-september-22-2015

[42] Critical Threats: イエメンの危機状況報告 2015 年 10 月 2 日 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-october-2-2015 2015 年 10 月 23 日閲覧

[43] UNOCHA:人道報告: イエメン 2015 年 9 月 29 日 http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/OCHA_Yemen_Humanitarian_Bulletin_Issue_3-29_Sept2015.pdf 2015 年 10 月 15 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

6.3.14 連合軍は 2015 年 10 月初めに、タイズ県の支配権を確固たるものにした。『… サウジ連合軍は中部のタイズ市を掌握した。連合軍はラヒジュ県の部隊を動員して、タイズ・ラヒジュ県境沿いのフーシ派の拠点を争った。連合軍は相次いで軍事活動を行い、10 月 5 日にバブ・エル・マンデブ海峡の島を占拠し、モカ港を爆破して、タイズ県近隣のフーシ派の海兵供給ラインを破壊した。』しかし、アデン市では政府の拠点が ISIS に攻撃された。

『アデン市で一連の爆破攻撃を[受けた]ことで…、イエメン南部で自らの政権が有力な治安維持主体を演じることを目指したアブド・ラッボ・マンスール・ハーディーイエメン大統領の努力はなし崩しになった。新たに設置された合同作戦拠点である、ISIS のアデン・アビヤン支部は、10 月 6 日にイエメン政府及びサウジ連合軍の拠点付近で発生した、車載簡易爆発物の自爆テロ 4 件の犯行声明を出した。イエメン政府及びサウジ連合軍の広報担当官は 10 月 7 日に、イエメン南部の治安維持力に対する現地の懸念を緩和するために、この自爆攻撃の影響を軽視する姿勢を示した。』[44]

6.3.15 2015 年 7 月 20 日の UNOCHA の報告によれば、

『武力抗争は、報告期間[2015 年 7 月 10 日から 16 日]を通じて激化した。アデン市に集中した激しい戦闘は、次第に、ラヒジュ県、タイズ県及びダーリウ県等の北部近隣県に移行しつつある。未確認情報によれば、多数の民間人死傷者が出た。3 月に紛争が激化してからアデン市の保健施設に届け出られた犠牲者は 7 月 10 日時点で、783 人であった(イエメン人は死亡者全体の 22 パーセントに当たる 3,640 人)。この数字はこの戦闘の評価が進むにつれて、大幅に増えると見られている。』[45]

6.4 イエメン中部及び北部

6.4.1 サウジ連合軍部隊は 9 月半ば時点で、フーシ派が保持するサナア市の攻撃を検討していた。[46] 9 月 29 日 AEI の説明によれば、

『サウジ連合軍の航空隊は、国内北部及び中部のフーシ派拠点に、集中空爆作戦を引き続き行う意図で、マアリブ県に移送する部隊及び軍需品を増大した。連合軍は 9 月 25 日から 9 月 28 日にかけて、マアリブ県内の領地を次々と占拠し、9 月 27 日に、イエメン中部にあるフーシ派の弾頭ミサイル発射基地を複数箇所破壊した。フーシ派は 9 月 26 日に、サウジアラビアとイエメンの国境近くでアパッチヘリコプター1 機を撃墜した。ハッジャ県、タイズ県及びサナア市では、この空爆による民間人死傷者に対する国民の強い反感が、連合軍の今後の支援を脅かすことになるだろう。サウジアラビアは責任を否定し、批判を逸らそうとしたが、アムネスティ・インターナショナル及び潘基文国連事務総長等の人道支援組織及び各国関係者は連合軍の空爆作戦

[44] Critical Threats: イエメンの危機状況報告 2015 年 10 月 7 日 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-october-7-2015 2015 年 10 月 21 日閲覧

[45] UNOCHA, イエメンの人道的緊急事態報告第 15 号、2015 年 7 月 13 日 http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-humanitarian-emergency-situation-report-no-15-13-july-2015 2015 年 10 月 22 日閲覧

[46] Critical Threats: イエメンの危機状況報告 2015 年 9 月 22 日 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-september-22-2015 2015 年 10 月 21 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

を非難した。イエメン政府及びサウジ連合軍当局者は単独で、連合軍は現在、9 月 28 日及び 29 日のジャウフ県及びサナア市奪還作戦の開始に備えて準備を整えていると発表した。』[47]

6.4.2 2015 年 9 月 29 日の UN OCHA の報告によれば、

『イド(ラマダン明け)休日に備えた買い物客で賑わっていたサナア市の人口密集地域の 1 つで行われた単独攻撃で、民間人 35 人が犠牲になり、120 人が負傷した。9 月 24 日には、バリリモスクで自爆攻撃が発生し、ラマダンの祈りを捧げていた信者少なくとも 25 人が死亡した他、多数が負傷した。

『民家及び国連施設の損壊が相次いで報告されている。国連筋によれば、9 月 17 日に、サナア市の南に位置するザマール県で、11,000 人分の飲用水が貯蔵されていた UNICEF の倉庫が空爆で破壊された。9 月 18 日には、サナア市にある WFP の施設が破壊され、その翌日に、サナア市の世界遺産が損壊した。サナア県では、空爆及び複数都市にまたがる爆撃で、民間人死傷者、電力供給の遮断、民家、市場及び学校等の民間インフラの破壊が相次いで発生した。9 月 12 日までに、およそ 66 校の学校が全壊又は一部損傷した。特に、9 月 15 日から 20 日にかけての武力抗争の激化で、大勢の住民が安全を求めて自宅から避難した。同県の国内避難民は合計 40,000 人に上る。』[48]

6.5 暴力の頻度及び性質

6.5.1 国連安全保障理事会が決議 2216(2015)の中で述べたところによれば、

「イエメンの政情及び治安状況の悪化が AQAP に恩恵を施す可能性に懸念を表し、テロ行為はその動機、時期、場所及び実行者の如何に関わらず犯罪且つ不当であると意識すると共に... 全当事者に国際人道法及び人権法に基づく各自の義務を遂行するよう要求する。」

6.5.2 さらに、「... 全当事者が被支援者等の民間人の安全を確保する必要並びに、人道支援職員及び国連及びその関連職員の安全を確保する必要を再確認すると共に、人道的支援の提供及び人道支援アクターが医療支援等の人道的支援を必要とする人々に到達するための迅速で安全且つ妨害されないアクセスを円滑にするよう全当事者に促した...」[49]

---

[47] Critical threats: イエメンの危機的状況報告 2015 年 9 月 29 日
http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-september-29-2015 date accessed 2015 年 10 月 15 日閲覧
[48] UNOCHA: 人道情報: イエメン 2015 年 9 月 29 日
http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/OCHA_Yemen_Humanitarian_Bulletin_Issue_3-29_Sept2015.pdf 2015 年 10 月 15 日閲覧
UNOCHA、人道情報: イエメン 2015 年 9 月 29 日、2015 年 10 月 15 日閲覧
[49] 国際連合安全保障理事会決議 2216 (2015) 2015 年 4 月 14 日公表
http://www.refworld.org/pdfid/553deebc4.pdf 2015 年 10 月 21 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

6.5.3 2015 年 6 月 12 日付けの、2015 年 4 月から 9 月の国連のイエメンの現状、緊急対応によれば、『2015 年 3 月後半に戦闘及び武力抗争が激化して以来、イエメンの状況は急速に悪化している。国内 22 県のうち半分は紛争の被害を受けている。情勢不安及び武力抗争の高まりによって、多数の民間人が犠牲になり、大規模な強制避難が発生した。現在、イエメンの国内避難民は約 100 万人にも上る。』

6.5.4 2015 年 7 月 2 日の報道発表の中で国連が報告したところによれば、『この 3 ヵ月間の死者数は 3,000 人で、このうち半数が民間人である。負傷者は 14,000 人に上った。』[50] 2015 年 7 月 13 日の July UNOCHA の報告によれば、戦闘は国内全域で激しさを増しており、先週からの犠牲者は 1,100 人を超える。』報告の続きによれば、

『武力抗争の激化が国内各地で相次いだ。3 月に紛争が激化以降、今週ほど悲惨な状況になったことはなく、モスク、学校及び 4 箇所の市場が攻撃を受け、民間人が複数死亡した。[民間人だけか戦闘員も含まれるかは定かでないが、2015 年 3 月の紛争開始からこれまでに]国内の保健施設に届けられた被害者 – 死傷者 – は 20,000 人を超える。[51]

6.5.5 同報告書の続きによれば、『この紛争の最大の被害者は民間人である。国連人権高等弁務官事務所の集計では、民間人死傷者数は 5,500 人を超えており、これを見ても、戦闘が民間人の居住地域及び職場近隣で起こっていることがわかる。』[52]

6.5.6 国連総会安全保障理事会の 2015 年 6 月 5 日の報告によれば、

「子どもの死傷者数は前年の報告期間を大きく上回り、74 人(男児 56 人、女児 18 人)の子どもが命を失い、244 人(男児 176 人、女児 68 人)の子どもが重傷を負った。地雷及び他の爆発物に起因する子どもの死傷者数は 2 倍以上になり、死者が 10 人、重傷者 が 54 人であった。2 件の自爆テロを含め、アンサール・アラーを狙った攻撃が発生した。この自爆テロでは、少年 14 人が死亡し、25 人が負傷した。アンサール・アラーの検問所で発生した攻撃を含め、6 回の簡易爆発物攻撃で、合計 14 人の子どもが死亡し、30 人が重傷を負った。9 月 29 日にジャウフ県で発生した爆撃でも、子ども 10 人が死亡し、37 人が負傷した。さらに同日に発生した、空爆で少年 2 人と少女 3 人が重傷を負った。これには、少年 1 人少女 2 人が重傷を負った、ドローンによる空爆が含まれる。

「国連が確認したとこでは、これまでに 35 の学校が攻撃を受けた。例えば、サナア市では 2014 年 9 月に、政府系部族過激派組織とアンサール・アラー

---

[50] UN News Service: http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=51327#.VZws4PlVhBe
[51] UNOCHA, イエメンの人道的緊急事態報告第 15 号、2015 年 7 月 13 日 http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-humanitarian-emergency-situation-report-no-15-13-july-2015 2015 年 7 月 21 日閲覧
[52] UNOCHA, イエメンの人道的緊急事態報告第 15 号、2015 年 7 月 13 日 http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-humanitarian-emergency-situation-report-no-15-13-july-2015 2015 年 7 月 21 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

及び YAF 間で衝突がそれぞれ 8 回及び 9 回発生し、市内 10 校が全て攻撃を受け、全壊した。学校はたいてい完全に強制閉鎖された。[53]

6.5.7 10 月 2 日の UNICEF の報告によれば、イエメンでは半年にわたって、 武力抗争が相次いで発生しており、少なくとも 505 人の子どもが犠牲になり、702 人が負傷した。栄養不良の危険に晒されている子どもは 170 万人を超える… UNICEF が確認したところでは、この戦闘に起因して、国内 41 箇所の学校及び 61 箇所の病院が攻撃を受けた又は損壊した [54]

6.5.8 2014 年の出来事を扱った米国務省の報告によれば、2014 年を通じて、テロリスト及び反政府勢力等の非国家主体による政治的動機に基づく殺人は増え続け、AQAP 系を名乗る 組織による軍、治安部隊及び政府関係者の標的殺人も増加した。オートバイに乗った銃撃者が関与した殺人事件数が極めて多かったため、政府は首都でのオートバイ走行を禁止した。2014 年 1 月に、オートバイからの発砲で、フーシ派の著名な指導者で NDC 代表のアフメド・シャラフディーンが死亡し、5 月には、ラヒジュ県で、軍諜報部当局者がオートバイに乗った AQAP 構成員に発砲され死亡した。2014 年 11 月には、フーシ派の穏健派指導者モハンマド・ムタワキルが、身元不詳の襲撃者に殺された。[55] 2015 年 3 月 20 日には、サナア市内のモスク攻撃で発生した複数の自爆攻撃で 137 人が死亡した他、数百人が負傷した。[56]

6.5.9 2015 年 1 月 1 日から 2015 年 7 月 31 日までの出来事を扱った、2015 年 9 月公表の UNOCHA／Action on Armed Violence (AOAV)共同報告書によれば、

『戦闘は国全域に拡大し、数百万人の民間人が武力抗争の破壊的影響を受けている。2015 年 9 月 10 日時点で、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)に届け出られた国内武力抗争による民間人死亡者は 2,204 人で、民間人負傷者は 4,711 人であった。この数字には、簡易爆発物の利用等の、国内で発生したあらゆる形態の武力抗争に起因する死傷者が含まれる。[57]

6.5.10 報告書の続きによれば、

『イエメンでは民間人が武力抗争の矢面に立たされており、絶望的な貧困、情勢不安、栄養不良及び保健衛生の限られた利用機会は、今や人道的緊急事態に直面しつつある。地上救援機関の推計では、およそ 2100 万人– 全人口

---

[53] United Nations General Assembly Security Council – 『子どもと武力紛争 – 事務総長の報告 2015 年 6 月 5 日公表、 http://www.ecoi.net/file_upload/1226_1434368065_n1510923.pdf 2015 年 7 月 21 日閲覧

[54] http://www.unicef.org/media/media_85714.html

[55] US State Department Country Reports on Human Rights Practices for 2014 – イエメン 2015 年 7 月 25 日公表 http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2014&dlid=236630 2015 年 7 月 22 日閲覧

[56] Reuters News Agency: 『イエメンのモスクの自爆テロで 137 人が死亡』 2015 年 3 月 20 日 http://www.reuters.com/article/2015/03/20/us-yemen-attack-bomb-idUSKBN0MG11J20150320 2015 年 10 月 28 日閲覧

[57] UNOCHA / 'Action on Armed Violence, 危機の状況: イエメンの爆発型武器、1 頁、2015 年 9 月、 https://docs.unocha.org/sites/dms/Documents/Yemen EWIPA report.pdf 2015 年 10 月 14 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

の 80 パーセント – が何らかの形態の人道的保護又は支援を必要としている。**この数字は**、紛争勃発以降、33 パーセント**の増加である。**

『2015 年にイエメンで切れ目なく発生した武力抗争の特徴は、人口密集地域に多大な影響を及ぼす爆発物の使用であった。伝えられるところによれば、3 月以降の戦闘では、どの紛争当事者も人口威密集地域等で爆発性重火器を使用した。首都サナア及び他の地域での空爆に加え、南部県では特に、フーシ派過激派組織と政府同盟軍間でロケット弾や迫撃砲を使った激しい地上戦が発生した。民間人の保護を脅かすさらなる脅威となったのが、イラクとレバントのイスラム国(ISIL)及びアラビア半島のアルカイダ(AQAP)で、イエメンの情勢不安を巧みに利用しながら、激しい爆撃を実行した。』[58]

6.5.11 報告の続きによれば、

『2015 年にイエメンで発生した爆発物による暴力の最大の被害者は民間人である。AOAV の記録によれば、2015 年 1 月 1 日から 7 月 31 日までに爆発物による暴力事件が国内で 124 件発生している。AOAV の記録によれば、この事件で爆発物による死傷者は合計 5,239 人に上る。

『このうち 4,493 人が民間人であった(死者 1,363 人、負傷者 3,130 人)。つまり、AOAV が記録した、20015 年 1 月 1 日から 7 月 31 日までにイエメンで発生した爆発物による死傷者の 86 パーセントが民間人だとうことである。

『国内での爆発物による暴力の増大によって、2015 年 7 月までの爆発物による民間人死傷者は世界のどの国よりも多くなった。』[59]

6.5.12 民間人死傷者のうち 60%は(航空機からの)空中発射爆発物に起因し、23%が地上発射装置、 17%が簡易爆発物に起因する。死傷者の大半は大都市の住民で、その半分以上がサナア市及びその周辺地区であった((サナア市人口 100 万人超[60])の 53%に当たる 2,361 人)。アデン県は(県人口 700,000 人[61])の 19%、 (県人口が 170 万人超の[62])のハッジャ県は 10%、(人口 280 万人超の[63])のタイズ県は 9%であった。[64]

---

[58] UNOCHA / 'Action on Armed Violence、危機の状況: イエメンの爆発型武器、1 頁、2015 年 9 月、https://docs.unocha.org/sites/dms/Documents/Yemen EWIPA report.pdf 2015 年 10 月 14 日閲覧

[59] UNOCHA / 'Action on Armed Violence, State of crisis: explosive weapons in Yemen' p1, September 2015, https://docs.unocha.org/sites/dms/Documents/Yemen EWIPA report.pdf accessed 14 October 2015

[60] Government of Yemen, Ministry of Public Health and Population , 2013 年の年間保健統計報告、 18 頁、日付不詳、http://www.mophp-ye.org/english/index.html 2015 年 10 月 14 日閲覧

[61] Government of Yemen, Ministry of Public Health and Population , 2013 年の年間保健統計報告、 18 頁、日付不詳、http://www.mophp-ye.org/english/index.html 2015 年 10 月 14 日閲覧

[62] Government of Yemen, Ministry of Public Health and Population , 2013 年の年間保健統計報告、 18 頁、日付不詳、http://www.mophp-ye.org/english/index.html 2015 年 10 月 14 日閲覧

[63] Government of Yemen, Ministry of Public Health and Population , 2013 年の年間保健統計報告、 18 頁、日付不詳、http://www.mophp-ye.org/english/index.html 2015 年 10 月 14 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

6.5.13 2015 年 9 月 30 日の BBC の報道によれば、

「イエメンでは、2015 年 3 月に、アブド・ラッボ・マンスール・ハーディー政府軍とフーシ派反体制派運動間の紛争が激化してから、[総人口およそ 2600 万人のうち [65]]民間人少なくとも 2,355 人を含む 5,000 余人の命が失われた。戦闘は、国内全 22 県のうち 21 県にまで拡大しており、収束の兆しはない。これまでに強制避難した住民は 150 万人に上る。サウジ連合軍による反体制派への空爆が招いたインフラの破壊 及び海上封鎖により、2100 万人 - 全人口の 80% - が生活必需品及びサービスを奪われた。」[66]

6.5.14 2015 年 10 月の国際医療隊の報告の続きによれば、

「…アデン県及びラヒジュ県の治安状況は依然として流動的である。ラヒジュ県では、相次ぐ衝突により、一部の移動が制限されている。アデン県では、サウジ連合軍が同県の支配権を維持しており、イエメン亡命政府がアデン市に復帰した。アデン市の石油精製施設は半年にわたる閉鎖の末、9 月末に操業を再開し、取引報告書によれば、現在、原油貯蔵量の処理能力 50 パーセントで機能しているということである。アデン港には、燃料輸送船複数隻も停泊している。

「しかし、アデン市の市街地は依然として危険であり、治安を維持する警察の姿はない。様々な武装集団が衝突を繰り返し、過激派集団の存在及び活動が日増しに目立つようになっている。10 月 6 日にアデン市内で起こった、政府関係者及び連合軍を狙った自爆攻撃 4 件で、15 人が死亡した。イラクとレバントのイスラム国(ISIL)が犯行声明を出した。この攻撃は Al Qasr Hotel and Resort—政府関係者が本部として利用していた—及びサウジ及び首長国軍兵士及び首長国赤新月社が利用している施設で発生した。これまでの ISIL の国内攻撃は、9 月後半から 10 月前半にかけて 30 人を超える死者が出たサナア市の自爆攻撃を含め、ほとんどがフーシ派及び他のシーア派教徒を標的にしたものであったため、この攻撃は 1 つのターニングポイントになった。アデン市における過激派組織の存在は今後も強まると見られており、イエメンの現在の危機状態をさらに複雑にしていくものと思われる。」[67]

6.5.15 国連人道問題調整事務所の報告によれば、

イエメンでは、2015 年 7 月までに、爆発物による死傷者が 4,493 余人にも上った。OCHA 及び英国を拠点とする慈善団体 Action on Armed Violence (AOAV)が作成した報告『危機的状態: イエメンの爆発型武器』によれば、

---

[64] UNOCHA / Action on Armed Violence, 危機の状況: イエメンの爆発型武器、3 頁、2015 年 9 月、2015 年 10 月 14 日閲覧
[65] Central Intelligence Agency, ワールドファクトブック、イエメン、人口(米国国勢調査局の推計に基づく)、2015 年 10 月 6 日更新、2015 年 10 月 15 日閲覧
[66] BBC News: 中東: 『絶望的状況 – 民間人を苦しめたイエメンの 1 週間』、2015 年 9 月 30 日、http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-34385990 2015 年 10 月 2 日閲覧
[67] International Medical Corps: 『イエメンの外部状況報告 #28、2015 年 10 月 8 日 http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-external-situation-report-28-october-8-2015 2015 年 10 月 28 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

これはどの国よりも多い。人口密集地域での爆発物による死傷者の 95 パーセントは民間人であり、サナア市及び他の周辺地区では、死亡者全体に占める民間人の割合は半数を超えた(53 パーセント)。爆発物は空中発射方式もあれば地上発射方式もあり、簡易爆発物の場合もある。この報告によれば、紛争が勃発してからこれまでに、爆発物によって数百軒もの民家及び、病院や学校等のインフラが破壊され、民間人が家を追われた。OCHA と AOAV はこの報告書の中で、人口密集地域で広範囲の影響を及ぼす爆発型武器の使用中止を訴える国連事務総長の呼掛けに注意を傾けるよう全ての当事者に促している。報告書の執筆者である Robert Perkins によれば、「既に立場の弱い人々が、爆弾やロケット弾の投下で瓦礫と化した国を突き付けられている。自宅は損壊し、家族は離れ離れになっている。この数ヵ月にイエメンで起こった悲惨な状況から復旧するには何年もかかるだろう。」[68]

目次に戻る

7. 人道的状況

7.1.1 イエメンは中東で最も貧困な国である。貧困は蔓延しており、全人口の 47%が一日 2 米ドル(およそ 1.50 ユーロ)で暮らしている。現在の政治的危機に至る以前も、イエメンの人道的ニーズは極めて高く、イエメン北部には 300,000 人を超える国内避難民 (IDP)がいる。[69]

7.2 武力抗争の影響

7.2.1 2015 年 6 月 19 日の国連人道問題調整事務所(UNOCHA)の報告によれば、

「イエメンにおける紛争は、2015 年 3 月の勃発以降、全ての国民及び移民や難民の生活に多大な影響を与えている。イエメン国民は立ち直ろうとしているが、その対処メカニズムは、何年にもわたる情勢不安、劣悪な統治、法と秩序の欠如及び蔓延する貧困で破綻している。紛争が激化する以前から、国民のほぼ半数は貧困ライン未満の生活を送っており、若年層の 3 分の 2 は失業状態で、基本的サービスは崩壊寸前であった。数年に及ぶ内戦、蔓延する貧困及び脆弱な制度により、国民の 61%が何らかの形態の人道的支援を必要とする状態にある。この数字は、紛争及び商品輸入の激減に起因して現在、80%まで増加している。」[70]

---

[68] United Nations OCHA: イエメンの人道情報第 3 号、2015 年 9 月 3 日から 29 日、2015 年 9 月 30 日公表 https://www.humanitarianresponse.info/en/operations/yemen/document/yemen-humanitarian-bulletin-issue-3 2015 年 10 月 28 日閲覧

[69] Department for International Development (DFID)『開発途上国の統治』 – 『イエメン: 基礎情報』 2012 年 3 月 15 日公表 https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/214230/yemen-background-info.pdf 2015 年 7 月 2 日閲覧

[70] イエメン人道対応計画 – 2015 年改訂版 (2015 年 7 月)、2015 年 6 月 19 日公表

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

7.2.2 2015 年 6 月 23 日の UNOCHA の報告によれば、「2015 年 3 月半ば以降、武力紛争は国内のほぼ全域で急速に拡大しており、民間人に破滅的な影響を与えている。イエメンでは、現在およそ 2110 人 – 国民の 80% - が人道的支援を必要としている。これは、2014 年末の困窮者の数字(1590 万人)と比べて 33%の増加である。国内避難民は 100 万人を超えており、受入れコミュニティで暮らす立場の弱い 200,000 人と同様に、避難所及び生活必需品を緊急に必要としている。[71]

7.2.3 UNOCHA は 2015 年 7 月 20 日現在の人道的状況の概要を提示した。それによると、

- 2110 万人 - 全人口の 80 パーセントが支援を必要としている
- 2015 年の支援対象者 1170 万人。
- 国内避難民(IDP) 1,267,590 人。
- 紛争に起因する死亡届者 3,748 人。
- 紛争に起因する負傷者 18,003 人。[72]

7.2.4 UNOCHA の報告の続きによれば、

「国内各地で、人々は食糧、燃料及び医薬品の確保に苦しんでいる。輸入品の激減によって、上記の商品の利用可能性が制限され、燃料不足 – 及び相次ぐ戦闘と情勢不安 – により、最も必要とする人々への供給品の配給が妨げられている。基本的サービスは国内全域で崩壊寸前である。数百万人もの人々が、きれいな水、適切な衛生設備又は基本的保健医療を利用できない状態になっている。致死的な感染病 – デング熱及びマラリア等 – の大量発生が既に報告されている。急性外傷の治療薬が危険な状態まで欠乏しており、糖尿病、癌及び高血圧等の慢性疾患の医薬品は既に底をついている。

「医薬品及び食糧はもとより、発電、揚水、病院の発電機及び食用穀物の製粉用燃料の追加供給も逼迫している。相次ぐ敵対行動は国内外の強制避難を発生させたが、同時に新たにイエメンに入国した移住者、難民及び保護希望者もいた。[73]

---

http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-humanitarian-response-plan-2015-revision-june-2015-enar 2015 年 7 月 3 日閲覧

[71] United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs: イエメンにおける 2015 年の人道的ニーズ概観: (改訂版) 2015 年 6 月 23 日 http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Yemen%20Humanitarian%20Needs%20Overview%202015%20%28Revised%29.pdf 2015 年 7 月 16 日閲覧

[72] OCHA, イエメン: 人道的緊急事態報告第 16 号(2015 年 7 月 20 日現在)、2015 年 7 月 20 日、http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-humanitarian-emergency-situation-report-no-16-20-july-2015

[73] イエメン人道対応計画 – 2015 年改訂版 (2015 年 7 月)、2015 年 6 月 19 日公表 http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-humanitarian-response-plan-2015-revision-june-2015-enar 2015 年 7 月 16 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

7.2.5　2015 年 10 月 15 日の UN OCHA の報告によれば、

「…国内各地の病院及び医療施設が損傷を受ける事件が急速に増え続けている。WHO の推計によれば、この半年間で、少なくとも国内 51 箇所の病院又は医療施設が一部損傷又は全壊した。この攻撃によって患者及び医療従事者が死傷し、医療器具及び業務が激減する結果になった。医療従事者に対する給与未払い及び燃料不足も、病院及び医療施設の閉鎖及び医療サービスの制限につながっている。

「医療施設の破壊は、既に脆弱な医療制度における救命医療扶助及び栄養補給の利用機会に深刻な影響を与えている。サナア市では現在、私立病院 1 箇所で、100 万人を超える人々の応急手当及び長期治療が行われている。人口 320 万人のタイズ県には、利用できる公立病院はなく、少数の民間医療施設が限られた人数で運営されている。

「UNFPA の推計によれば、イエメンには現在 50 万人の妊婦がいる。医療サービスを受ける機会が限られていることで、73,000 人を超える女性が妊産婦の死亡の危険に晒されている。保健医療の能力及びこれを受ける機会は国内全域で低下しているため、この人数は今後増加すると予想される。」[74]

7.3 強制避難及び国内避難民(IDP)

7.3.1　トニー・ブレア信仰財団(Tony Blair Faith Foundation)は 2014 年 9 月 18 日に「長期的な平和と安定に不可欠な強制避難の解決」と題する報告書を作成した。この報告書では、全人口 2600 万人から合計 334,626 人の国内避難民を生み出した国内 3 箇所の紛争拠点が特定された。

7.3.2　報告書によれば、

『これらの紛争拠点の 1 つは北部にあり、2004 年から、フーシ派運動と政府及び政府系部族過激派組織が衝突を繰り返している。2 つ目は、中部及び南部州内にあり、2011 年に勃発したアリー・アブドッラー・サーレハ大統領(前)政権に反対する抗議デモに起因して、首都サナアの支配権をめぐる対立党派間の断続的だが激しい戦闘が続いている。3 つ目は、アンサール・アラビア半島のアルカイダ系列のアル・シャリーアがサナア市民の不安感に乗じて領地を占拠した南部にある(この集団はその後大半を失ったが、中央政府の支配権は依然として脆弱である)。干ばつから洪水、地滑りや地震といった様々な自然災害は、 IDP の苦難だけでなく、その人数も増やしている。

『イエメンの人道的指標及び経済指標は既に、ほぼ最下位に達しているが、IDP は特に立場が弱い。避難所、飲用水、食糧、栄養、衛生、教育及び保健医療の利用機会の問題もある。食糧、飲用水及び栄養の欠乏は、国内で広く摂取される軽い麻薬効果があるカートの栽培拡大によって悪化している。

---

[74] UNOCHA: イエメンの人道情報 #4 2015 年 10 月 15 日公表
http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-humanitarian-bulletin-issue-4-issued-15-october-2015
2015 年 10 月 28 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

支援活動家によれば、帰郷する又は帰郷を希望する IDP は、所属コミュニティは暮らしにくい環境にある、暴力が絶えない又は場合によっては、キャンプ及び受入れコミュニティよりも公共サービスの利用機会が少ないと感じる傾向があり、これは憂慮すべきことである。このため、帰還せずに、IDP の生活に戻った人もいる。」[75]

7.3.3 UNOCHA の報告によれば、

『紛争の影響が最も大きい地区は、アデン県、サアダ県、ハッジャ県、アビヤン県、ダーリウ県、ラヒジュ県、タイズ県及びサナア県に集中している。南部における武力衝突の激化に伴い、ラヒジュ県及びダーリウ県では 2015 年 3 月後半から大規模な強制避難が発生し、最終的にはおよそ 250,000 人が故郷を離れ、近隣地域に強制移動した。北部では 2015 年 4 月から 5 月にかけて空爆及び爆撃が集中的に発生し、これに伴って、主にサアダ県、アムラーン県及びハッジャ県で集団強制避難が発生した。2015 年 3 月 30 日に、ハッジャ県の IDP キャンプが襲撃され、キャンプで暮らす避難民 16,000 人及び周辺地域の住民数千人が離散した。 県全域が軍事区域になるという警告後に行われた 2015 年 5 月 8 日及び 9 日の激しい空爆により、サアダ県では大規模な強制避難が報じられた。

「サナア市、タイズ市及びその周囲地区からも大量の避難民が発生した。南部のパートナーの報告によれば、アデン県の複数地区では、相次ぐ衝突により住民のほとんどが脱出した。アビヤン県は、アデン県、ラヒジュ県及びダーリウ県から次々と発生する IDP を受け入れている。IDP の多くは、ダーリウ県(24 パーセント)、ハッジャ県(21 パーセント)、イッブ県(7 パーセント)、アムラーン県(6 パーセント)及びアビヤン県(5 パーセント)に受け入れられている。この推計値は個々のパートナーの集計に基づいており、サアダ県、サナア県、サナア市及びアデン県の現在の人数は低いと思われる。[76]

7.3.4 国内避難民監視センター(IDMC)がその報告書『イエメンの IDP 数分析』の中で報告したところによれば、

『IDMC の推計では、2015 年 7 月現在のイエメンの国内避難民は、およそ 1,267,600 である。

「国内避難民の数はこれまでで最高である。これは、イエメンで新たに発生したフーシ派運動と政府治安部隊及びそれぞれの同盟軍間の紛争に起因する。新たな強制避難の危機は、イエメンで拡大する強制国内避難の状況を複雑にしている。後者は主に、衝突がサアダ県に集中した、2004 年に勃発した両当事者間の過去の紛争に起因する。いくつかの停戦協定及びフーシ派の和平交渉参加があったにもかかわらず、この紛争で家を追われた住

[75] Tony Blair Faith Foundation Report: 『長期的平和と安定に不可欠な強制避難の解決』2014 年 9 月 18 日公表 http://tonyblairfaithfoundation.org/religion-geopolitics/reports-analysis/report/plight-internally-displaced-persons-yemen 2015 年 7 月 17 日閲覧

[76] UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs: イエメンにおける 2015 年の人道的ニーズ概観: (改訂版) 2015 年 6 月 23 日 http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Yemen%20Humanitarian%20Needs%20Overview%202015%20%28Revised%29.pdf 2015 年 7 月 16 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

民は、この数年間で数十万人にも上る。続いて 2011 年には、イエメンの政情不安絡みで発生した武力抗争によって、特に、首都サナア市及びその周囲でやはり国内強制避難が発生する結果になった。家を追われた人々の大半は、2012 年に辛うじて帰還したが、多くは長期的解決の確保に向けた支援を必要としている。3 度目は、イエメン南部のアビヤン権の支配権をめぐる政府支持派とイスラム教過激派組織、アンサール・アル・シャリーア間の衝突で、2011 年 5 月から 2012 年 6 月にかけて、200,000 人を超える住民が避難を余儀なくされた。

「この紛争の収束後、治安は全般的に改善し、IDP の帰還が始まったがが、特に、アルカイダ及びイラクとレバントのイスラム国(ISIL)と連携するイスラム教徒軍は依然として活発な脅威であり、フーシ派運動と政府同盟軍間の紛争によって生まれた権限の空白状態を巧みに利用している。

「内戦が政治的解決を見ないことで、IDP に対する人道的悪影響はさらに悪化すると予想され、帰還又は他の長期的解決の見込みは、依然として遠い。」[77]

7.4 食糧と水

7.4.1 UNOCHA の報告の続きによれば、

「現在、食糧不足に苦しむ国民はおよそ 1230 万人にも上る。600 万人は、極めて厳しい状況にある。これは 2015 年 3 月から 15.7%の上昇である。相次ぐ紛争状態による食材の流通困難、家族向け市場の閉鎖、さらに燃料及び食糧の輸入の激減は、食糧不足をさらに悪化させている。主要食料品は多くの県で、散発的にしか入手できない状況であり、小麦価格は平均 43 パーセント上昇し、アデン県の及びダーリウ県では 75 パーセントも上昇している。現在の危機的状況に陥る前も、家計に占める食費の割合は 42%であった。伝えられるところによれば、イエメンは 3 ヵ月分の小麦が貯蔵されているということだが、燃料の – 主に、輸入量の減少に起因する不足及び価格高騰で、商品流通が阻害されている。燃料不足によりほぼ全ての地域で穀物の製粉も停止している。パートナーの推計によれば、フダイダ港からの 4 月の食糧流通は、16 県に限られ、通常の 4 分の 1 のレベルであった。

「イエメンは基本的ニーズを満たす上で、市販食品及び燃料の輸入に著しく依存している。食糧の 90%は輸入品 で、危機状態になる前は、毎月およそ 544,000 メートルトンの燃料を消費していた。輸入制限及び紛争によって、輸入高は危機以前のごく一部に減少した。この結果、食糧、燃料、水及び他の基本的供給品が広い範囲で逼迫することになった。商品の流通、揚水及び病院での発電機に不可欠な燃料の価格は、現在、紛争前の 4 倍に高騰しており、食糧も燃料価格も多くの家庭にとって手の届かないものになった。イエメンは、地方コミュニティへの流通を商品流通網に依存しているが、情勢不安及び燃料不足によって流通は妨げられている。

---

[77] Internal Displacement Monitoring Centre (IDMC): 『イエメンの IDP 数分析 』、2015 年 7 月最終更新、http://www.internal-displacement.org/middle-east-and-north-africa/yemen/figures-analysis2015 年 7 月 17 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

一部の紛争被災地域は、輸送業者から配送業務を敬遠されているが、燃料不足によって、輸送業者が配送を引き受ける地域への流通も徐々に揺らぎつつある。

「主要食料品は多くの県で、散発的にしか入手できない状況であり、小麦価格は平均 43 パーセント上昇し、アデン県の及びダーリウ県では 75 パーセントも上昇している。現在の危機的状況に陥る前も、家計に占める食費の割合は 42%であった。伝えられるところによれば、イエメンは 3 ヵ月分の小麦が貯蔵されているということだが、燃料の – 主に、輸入量の減少に起因する不足及び価格高騰で、商品流通が阻害されている。燃料不足によりほぼ全ての地域で穀物の製粉も停止している。パートナーの推計によれば、フダイダ港からの 4 月の食糧流通は、16 県に限られ、通常の 4 分の 1 のレベルであった。

「水の供給 – 世界で 7 番目に水不足が深刻なこの国で既に重要な問題 – は急速に減少している。イエメンでは現在、燃料不足により水が全く又はほとんど利用できない 940 万人を含め、およそ 2040 万人が安全な飲用水及び衛生設備の利用機会について人道的支援を必要としている。国内の水道会社は、水道管網の動力になる燃料供給の確保に苦労している。伝えられるところによれば、水販売トラック – 多くのコミュニティにおける唯一の水資源 – は、値段が 2 倍から 4 倍に急騰しており、情勢不安により一部の地域については、販売を完全に停止したということである。

「この動向は、紛争以前に水道管網が敷設されていない地域の住民に、特に影響を与えている。紛争に関連する WASH インフラの損傷で被害を被った住民は、最大で 150 万人に上る可能性がある。一部の損傷は、人道支援パートナーの支援を得て地元の水道会社によって修理されたが、どの地域でも、立入り制限によって修理が滞っている。サナア市及びサアダ市では、下水処理場が一部しか稼働していない。一方、他の都市は、集水機能がほぼ停止しているため、危険な状態にある。パートナーの推計によれば、この状況によって下痢症の危険に晒されている子どもは、180 万人から 250 万人にも上り、急性呼吸器感染症の危険に晒されている子どもは 800,000 人から 130 万人いるということである。」[78]

7.5 保健

7.5.1 国連世界保健機関(WHO)の 2015 年 5 月 27 日の報告によれば、

『現在およそ 860 万人が、医療扶助を緊急に必要としている。WHO は、今月初めの 5 日間にわたる停戦状態の中、およそ 48 トン分の医薬品を届けることに成功し、400 000 余人がその恩恵を受けた。これは十分な量ではなく – 人々は、戦争関連の創傷はもとより、最もよく見られる健康状態の基本的治療又は出産時の妊産婦ケアを受けられなかったことによる創傷に依然として苦しんでいる。

[78] UNOCHA: イエメンにおける 2015 年の人道的ニーズ概観: (改訂版) 2015 年 6 月 23 日 http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Yemen%20Humanitarian%20Needs%20Overview%202015%20%28Revised%29.pdf 2015 年 10 月 28 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「紛争が続くにつれて、暴力等に起因して、毎日多くの命が奪われているが、保健医療系統は著しい損傷により、絶え間ない武力紛争が課した異常なニーズに対処する能力はほとんどなく、生き続けるために必要な保健医療サービスを提供できていない。数百万人の健康及び命が危険に晒されている。

7.5.2 WHO の報告の続きによれば、

「国中の病院が、職員及び発電機用燃料の不足を理由に、緊急手術室及び集中治療室を閉鎖している。糖尿病、高血圧及び癌の治療薬は入手できない。一部の地域では、全国結核対策計画(National Tuberculosis Programme)が閉鎖されており、マラリア及びデング熱等の感染症が蔓延している。ポリオ及び麻疹の発生も深刻な危険である。

「紛争を通じて、国際人道法及び保健医療施設、職員及び患者の保護に関するジュネーブ条約の違反が頻発している。病院及び救急車、医療品倉庫、酸素工場及び輸血センターについて報告された複数の攻撃で、医療インフラは相次いで損傷した。救命処置中に死傷した医療従事者もいた。

「このような、罪もない命の不必要な喪失が続いてはならない。保健医療系統は政情不安に阻害されない機能を実現しなければならない。全ての当事者は、国際人道法に基づく義務を尊重して、紛争を通じ、民間人、医療施設及び医療従事者を保護すると共に、医薬品、ワクチン及び医療機器等の不可欠な人道支援物資を、最も必要とする地域に供給できるようにし、緊急に必要な救命保健医療の権利を保証していかなければならない。[79]

7.5.3 国連人道問題調整事務所の報告によれば、

「急性栄養不良率 – 国レベルで既に 10%の非常限界を超えている – は上昇し続けている。急性栄養不良の治療又は予防サービスを必要とする 5 歳未満児及び妊娠又は授乳女性の数は、150 万人に上ると推定される。情勢不安、燃料不足及び職員の給与滞納により栄養サービスを提供する保健医療施設は、少なくとも 160 箇所が閉鎖されており、5 歳未満児の – 重篤な急性栄養不良児およそ 15,000 人を含む、誘致人口 450,000 人に影響を与えている。[80]

7.5.4 同報告書の続きによれば

「保健医療施設及び医療従事者が攻撃の標的になったことで、保健医療の利用機会は著しく阻害され、同時に、保健医療のニーズは急激に上昇している。保健医療施設及び医療従事者が攻撃の標的になったことで、保健

---

[79] World Health Organisation: 『イエメンの現状に関する声明』、2015 年 5 月 27 日公表 http://www.who.int/mediacentre/news/statements/2015/yemen-situation/en 2015 年 7 月 21 日閲覧

[80] UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs: イエメンにおける 2015 年の人道的ニーズ概観: (改訂版) 2015 年 6 月 23 日 http://reliefweb.int/mwg-internal/de5fs23hu73ds/progress?id=qXMkUBUSlP0bdaiEiBB9UXQXIiWWV7MlGopaXOvGaf8、2015 年 7 月 21 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

医療の利用機会は著しく阻害され、同時に、保健医療のニーズは急激に上昇している。ある推計によれば、現在およそ 1520 万人が一次医療の利用に向けた支援を必要としている。糖尿病、高血圧及び癌の治療薬は入手不能で、必須医療品 – 救急キット、血液バッグ及び他の必需品等も逼迫している。燃料不足によって、発電機の運転が停止し、質の高い治療の提供が難しく、ワクチン及び温度調節が必要な他の医療品の低温貯蔵ができない状態にある。

「サウジアラビアと国境を接する南部では、マラリア及びデング熱の大量発生が報告されている。パートナーが確認したところでは、[2015 年]5 月 20 日現在で、医療従事者の被害 – 死者 5 人、負傷者 5 人 – が発生した事件は 7 件で、医療施設に被害 – 損傷、攻撃及び他の嫌がらせ行為が及んだ事件は 53 件であった。この期間を通じて、少なくとも国内 35 箇所の – サナア市、アデン県、タイズ県、ハッジャ県、サアダ県、マアリブ県、シャブワ県及びアムラーン県内の病院合わせて 17 箇所を含む医療施設が損傷を受けた。6 月 3 日に、国内全域の緊急手術を全て管理しているサナア市の保健省の手術室が損傷した。[81]

7.5.5 2015 年 6 月 3 日の世界保健機関の報告によれば、

「集団人口移動及び医療系統の破綻によって、イエメンの国内避難民は生命を脅かす保健リスクの拡大に晒されている。暴力から逃れて近隣県に移動した国内避難民は 100 万人を超え、その多くは、生活条件が過密で不衛生なことが多い公共施設に収容されている。例えば、避難民収容数が 100 人を超える一部の学校では、洗面施設が男女 1 つずつしかない。

「アデン県の医師の報告では、デング熱及びマラリア患者が増大した他、不衛生と安全な水の利用機会の制限により、急性水様下痢患者も増え続けている。WHO 及び UNICEF と協力して、アデン県、ラヒジュ県、ダーリウ県、シャブワ県及びアビヤン県の国内避難民に一次医療及び紹介サービスを提供する Field Medical Foundation (FMF)の長を務める Dr Moheeb Obad によれば、「国内避難民の数が増えるにつれて、病気や感染症が急速に広まっている。」[82]

7.5.6 報告の続きによれば

WHO イエメン代表、Dr Ahmed Shadoul によれば、「イエメンでは、国内避難民を収容する避難所の衛生状態が憂慮される。」

---

[81] UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs: イエメンにおける 2015 年の人道的ニーズ概観: (改訂版) 2015 年 6 月 23 日 http://reliefweb.int/mwg-internal/de5fs23hu73ds/progress?id=qXMkUBUSlP0bdaiEiBB9UXQXIiWWV7MlGopaXOvGaf8, 2015 年 7 月 16 日閲覧

[82] World Health Organisation: 『イエメンの国内避難民は次第に重大な健康リスクに直面している』2015 年 6 月 3 日公表 http://www.emro.who.int/yem/yemen-news/yemenis-face-critical-health-risks.html 2015 年 7 月 17 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「これは、政情不安に起因する疾病監視システムの破綻及び、適格な医療従事者の不足及び医療施設の機能低下に起因する一次医療サービスの不十分な提供により悪化している。」

アデン県、アビヤン県、フダイダ県、アムラーン県及びサナア県では、避難所の生活条件により、国内避難民、特に、保健医療サービスの減少及び必須医療品の逼迫により十分な治療が受けられない、糖尿病、喘息、腎臓疾患及び高血圧等の慢性疾患患者の健康状態を悪化させている。

「ハッジャ県では、数千人もの国内避難民が県内の医療系統に殺到している。ハッジャ県保健局の副局長 Dr Khaled Al-Nadheri が WHO に話したところによれば、 県内唯一の公立病院であるジャムフーリ(al-Jamhouri)病院はほとんど機能していない。Dr Al-Nadheri によれば、「国内避難民の多くは女性と子どもで、緊急支援を必要とする妊娠又は授乳女性や栄養不良児が大勢いる。タイズ県を拠点とする医療パートナーの報告によれば、医療施設は、大量の国内避難民により過密状態で、カリファ病院の薬局には医療品の在庫がないとうことである。

Dr Shadoul によれば、「WHO は現在、複数のパートナーと協力して、移動式医療チーム、安全な水供給、衛生サービス及び医薬品と医療品について、国内各地の国内避難民の医療ニーズを支援しているが、実施すべきニーズはまだたくさんあり、これは、医療施設が完全に機能して、医療従事者及び疾病監視事務所が最も必要とする地域に手を差し伸べない限り実現不可能である。」[83]

7.5.7 国境なき医師団がそのウェブ上で報告したところによれば、

「アデン県にある MSF の救急外科病院では、特に、子どもの地雷・不発弾(UXO)被害者の受入数が増加している(8 月第 2 週以降、35 人以上)。

「これまでに 390 トン分の医療品及び(救急医療班を含む)医療従事者を、海路及び空路で届けることに成功したが、これでは不十分である。」

「イエメンの動きを封じているのは、やはり燃料封鎖である。燃料の標準価格は 1 リットル当たり 150YR だが、闇市場の価格は 450YR から 750YR である。これは、一般市民の移動に大きな制約を与えた他、国内各地の食糧及び水の費用の高騰を引き起こしており、病院は発電機の連続運転に必要なディーゼルを十分に提供されていない。サナア市では、4 月初めから依然として、一貫した電力供給が行われていない。自宅の近くに保健医療施設がない住民は、保健医療を受けるための交通手段がない。

「戦闘及び空爆により、国内を移動して、ニーズを評価し支援を提供するのは極めて困難である。

---

[83] World Health Organisation: 『イエメンの国内避難民は次第に重大な健康リスクに直面している』2015 年 6 月 3 日公表 http://www.emro.who.int/yem/yemen-news/yemenis-face-critical-health-risks.html 2015 年 7 月 17 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「サナア県及びサウジアラビアとの国境に近い北部のアムラーン県の市町村には、依然として多くの住民が暮らしている。医療施設の多くは損傷又は全壊しており、医療従事者は避難してしまった。燃料価格の高騰と道路の治安悪化により、移動は極めて困難である。

「タイズ県は空爆で緊張状態にあり、フーシ派と南部抵抗軍間の地上戦が激化している。前線は日々変動する。MSF はアル・ラウダの病院にも、両当事者の病院にも医療品を供給できない状態である。MSF は上記の病院に医療品を供給する許可をもらえなかった。保健医療施設は砲火を浴びている。県内 20 箇所の主な医療インフラのうち、16 箇所は閉鎖され、残りの病院は常に過密状態である。県内 8 箇所の女性及び子どもの医療センターのうち 6 箇所は完全に閉鎖され、1 箇所だけは稼働しているが、燃料不足により十分な機能を果たしていない。

「サウジ連合軍は 9 月に、首都サナア市の複数箇所を標的にした。その 1 つは Al- Sabeen Hospital の対面にある中央治安部隊であった。院内の人々は敷地内に被害が及んだ直後に避難した。患者は同市内の他の病院に搬送された。Al-Sabeen Hospital には、サナア市の主な血液バンクがある。MSF は血液バッグ 3,000 個を寄付した。[84]

7.5.8 アデン市に関する MSF の報告によれば、

「MSF は 、アデン市北部のシェイフ・ウスマーン(Sheikh Othman)地区で救急外科病院を運営している。7 月には、激しい戦闘、空爆及び爆撃で大量の死傷者が出た。その後、サウジ連合軍の支援を受ける南部抵抗軍によって、同市の支配権が奪還され、前線が北上した。戦争による負傷者の受入数は 7 月 19 日が 204 人、7 月 25 日が 167 人、翌 26 日が 111 人であった。 2015 年初めから MSF が救急治療室に受け入れた患者は 5,978 人で、外科処置を行った患者は 3,776 人を超える。3 月 19 日以降に MSF が受け入れた負傷者は 5,522 に上る。MSF は病院で精神医療及び理学療法も実施している。最近は、ラヒジュ県及びアビヤン県の受入れ患者が増えている。8 月初めから地雷及び不発弾の被害者が増えており、受入れた被害者は 35 人を超えた。ほとんどが子どもである。

「MSF は 4 月 20 日から、アデン市南部で高度救急医療施設を運営している。Crater Health Center では、MSF 職員は一日 24 時間週 7 日間体制で働いており、外傷治療を行う他、医薬品及び発電機の燃料を供給している。救急治療室に受け入れた患者の数は 1,232 を超える。このうち 215 人は、初期症状が安定した後、二次治療のために他の病院に委託した。MSF は 5 月に、外来患者のための移動診療所を Enma 地区で開始し、その後 As-Sha'b 地区に拡大して、MSF 系病院に通院できない負傷者に外来治療を施している。

---

[84] Medicine Without Frontiers: イエメン: 危機的状況に関する最新情報: 外観 2015 年 9 月 23 日 http://www.msf.org/article/yemen-crisis-update-%E2%80%93-15-september-2015 2015 年 10 月 2 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

外科的フォローアップコンサルテーション及び創傷包帯を供給した戦争による負傷者は 1,220 人を超える。」[85]

7.6 人道支援のアクセス

7.6.1 2015 年 7 月 13 日の UNOCHA の報告によれば、

『武力抗争の激化後初めて、食糧、WASH 及び医療品を運ぶ人道支援船がハドラマウト県ムッカラに停泊した。

『356.5 MT 分の医療機器、ワクチン、主要調理器具及び衛生製品を積載したトラック 19 台で構成される国連の多機関連携支援車両がアデン県に到着し、50 万人以上が恩恵に浴した。

人道支援活動に対する不十分な資金調達によって、人道支援活動の必要な規模拡大が阻害されている。[86]

7.6.2 人道的アクセスの地図については、http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-access-constraints-and-people-targeted-humanitarian-assistance-7-july-2015 、また、イエメンの現状に関する最新地図を提供する出典一覧については、補遺 A を参照のこと。

7.6.3 2015 年 7 月 21 日の BBC の報道によれば、3 月の戦闘勃発以来、初めて、4,700 トン分の - 180,000 人が 1 ヵ月食べていくのに十分な - 食糧と製材補助剤を積んだ国連の船が、イエメン南部のアデン市に停泊した。[87]

7.6.4 2015 年 8 月 3 日の 国内報道機関サバの報道によれば、「月曜日、赤十字国際委員会 (ICRC)の救援物資を積んだ航空機がサナア市に到着した。ICRC 関係者は空港で、航空機には 23 トン分の医療及び人道支援物資が積載されていると述べた。」[88]

7.6.5 UNHCR の 2015 年 8 月 6 日から 12 日に関する各地の最新情報(Regional Update)#18 の報告によれば、世界食糧計画は 2 ヵ月分の米、砂糖、豆類及び石油の配給品を Kharaz キャンプに調達したが、トラックが道路封鎖で引き返したため、小麦粉(標準配給品の一部)は届かなかった。赤新月は防災用品を調達したが、104 世帯分に留まった。Adventist Development and Relief Agency はさらに、73 世帯に防災用品を供給した。[89]

---

[85] Medicine Without Frontiers: イエメン: 危機的状況に関する最新情報: 外観 2015 年 9 月 23 日 http://www.msf.org/article/yemen-crisis-update-%E2%80%93-15-september-2015 2015 年 10 月 2 日閲覧

[86] イエメン: 人道的緊急事態報告第 15 号、2015 年 7 月 13 日 http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-humanitarian-emergency-situation-report-no-15-13-july-2015-enar 2015 年 11 月 3 日閲覧

[87] BBC, 『イエメン: 4 ヵ月ぶりに国連支援船がアデン港に到着』、2015 年 7 月 21 日、http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-33616171 2015 年 8 月 4 日閲覧

[88] Yemen News Agency (Saba), 『ICRC の支援物資を積んだ航空機がサナアに到着』、2015 年 8 月 3 日、http://www.sabanews.net/en/news400923.htm. 2015 年 8 月 4 日閲覧

[89] UNHCR: イエメンの状況 – UNHCR 各地の最新情報 #18 2015 年 8 月公表 http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/UNHCR%20Yemen%20Situation%20Update%20%2318%20-%206-12AUG15.pdf 2015 年 8 月 21 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

7.6.6 BBC の(2015 年 8 月 20 日の)報道によれば、(2015 年 7 月に政府軍がアデン県を奪還したにもかかわらず)、

「戦闘は終息したが、アデン県の人道的状況は依然として劣悪である。政府軍はイランが支援するフーシ派反政府勢力を追放したが、住民は困窮している。近隣住区は廃墟と化し、数千人の住民は依然として学校やモスクで暮らしており、食糧も水も医療品もほとんど手に入らない状態が続いている。すぐに自宅に戻る徴候は見られない。

「都市周辺の多数の地域は、地雷及び爆発物で覆われている。ある女性の話によれば、戦闘が終結した後、隣人が自宅を調べに戻ったが、扉を開けた瞬間に、爆発物が起爆した。同じ目には遭いたくない」ということである。アデン県を視察すると、いくつかの近隣住区に下水が溢れているのが見えた。子どもがマラリア、下痢及び皮膚病に罹患していると訴える親が何人もいた。病院は戦争による負傷者で溢れ返っており、十分な治療を受けられていない。救急車の装備が不十分なために、多数が医療施設に到着する前に死亡した。複数の医師によれば、イエメンにおける医師の現状は極めて深刻で治療が受けられる状態ではないため、負傷者を外国に搬送する必要があるということである。」[90]

7.6.7 2015 年 9 月 29 日の UNOCHA の報告によれば、

『イエメンの 2 大港湾都市であるフダイダ県及びアデン県では、9 月の前半を通じて、輸入食糧品が 2 週間前よりも多くなったが、イエメンが依存する市販用燃料の輸入は、8 月半ば以降入っていない。

『FAO 及び計画・国際協力省の食糧安全保障技術事務局が導入したイエメン食糧安全保障情報システム開発計画によれば、2013 年から 2014 年のイエメンの食料輸入高は、平均 410 万メトリックトン(MT)であった。2 週間ごとに、平均 171,000 MT の食糧が輸入されていた。OCHA のデータによれば、9 月 1 日から 15 日までの食糧輸入高は、8 月 16 日から 31 日までの 111,000 MT から 160,000 MT に増大した。アデン港及びフダイダ港に停泊した船舶数は、同じ期間に 11 隻から 17 隻に増えたが、食糧輸入高はまだ、危機以前のレベルに達していない。

『フダイダ港は 8 月の空爆でひどく損傷したが、現在は、降載用クレーンを装備した貨物船からバルク貨物及びコンテナ貨物を荷卸しできる状態になっている。損傷したクレーンの交換及び港湾インフラの全面的再建に向けた備品供給費用は、およそ 8700 万米ドルと見積もられている。アデン港及びフダイダ港から国内の他の地域への貨物輸送は依然として困難である。これは、損傷及び相次ぐ暴力により道路網への立入りが不可能又は困難なためである。』[91]

---

[90] BBC News: 『イエメンの危機: 国連、飢餓状態が戦争で荒廃した国家を脅かすと警告』 2015 年 8 月 20 日 http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-33998006 2015 年 9 月 30 日閲覧

[91] UNOCHA, イエメンの状況 – UNHCR 各地の最新情報第 3 号 2015 年 9 月 29 日公表 http://reliefweb.int/report/yemen/yemen-humanitarian-bulletin-no-3-29-september-2015-enar

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

目次に戻る

8. 移動の自由

8.1.1　米国務省の国別人権状況報告書 – イエメン – 2014 年の報告によれば、

「国内移動、海外渡航、移住及び帰還の自由は法の定めるところであり、政府はこの権利を、一部の制限を設けて概ね尊重した。政府は 2014 年 9 月以前に、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及び他の人道支援組織と協力して、IDP、難民、帰還難民、庇護希望者、無国籍者及び他の懸念される個人に対する保護及び支援の改善を図ったが、フーシ派の存在によって、UNHCR の実施パートナーは、治安上の懸念により国内の多数の地域に行き着くのに苦労している。

「UNHCR によれば、国内の法律及び政策は国際基準を満たしているが、困窮者を保護及び支援する政府の能力は限られている。国内の一部の地域では、政権交代時に限られた資源が安定維持だけに費やされたために、政府の行政能力は脆弱であった。

「政府は、紛争地域への移動許可証の発行を拒否して国内移動を制限することがあり、軍、治安部隊及び部族民は幹線道路に検問所を維持した。多数の地域、特に、中央の実効的な治安管理が及ばない地域では、武装した部族民が頻繁に移動の自由を制限した。こうした部族民が設置した検問所では、政府軍又は他の治安当局者が検問に当たることもあり、通行者はたいてい、身体的嫌がらせ、恐喝、窃盗又は身代金目当ての短期的な誘拐に遭った。非政府系の検問所の数は多くの県で増えている。これは、この地域における中央政府の支配権が弱まったためである。

「社会的差別によって、女性の移動の自由は厳しく制限された。女性は概ね、完全な移動の自由を与えられなかったが、制限の程度は場所によって異なる。一部の監視団の報告によれば、サアダ県等の政府の支配権が弱まっている又は存在しない保守的な場所では、女性に対する制限が相対的に厳しい。政府が設置した検問所の治安当局者は、国内を移動する移民及び難民に、在留資格又は難民の身分証明書の提示を要求することが多かった。伝えられるところによれば、現地当局者は正式な書類を認めないことがあった。

「女性は、パスポート又は出国申請を行う前に、配偶者又は男性血縁者の許可を得ることを法律で義務付けられている。配偶者又は男性血縁者は、空港が維持管理する「搭乗者禁止リスト」に女性の名前を記載する方法で、女性を出国させないようにすることができる。当局はこの法的要件を、子どもを同伴する女性の渡航時に厳重に執行した。NDC の調査結果は、女性の渡航に対する制限の撤廃を勧告した。政府は、出国前に出国ビザの取得を義務

2015 年 10 月 15 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

付けられた外国人の移動を制限した。」[92]

8.1.2 フリーダムハウスの報告によれば、

「移動の自由、財産権及び事業活動は、情勢不安及び汚職によって損なわれている。イエメン人の多くは、ペルシャ湾諸国での出稼ぎに依存しているが、これらの国では、イエメン人の権利は極めて不安定で、2013 年には、外国人労働者の弾圧時に、数十万人ものイエメン人が突然サウジアラビアから強制送還された。

「女性は依然として、生活の複数の側面で差別を受けている。女性はパスポートの受領及び海外渡航の際に、配偶者又は父親の許可を得なければならず、外国生まれの配偶者には市民権を付与することができない。特殊な状況に限り、女性はその子どもにイエメン市民権を委譲することができる」[93]

8.1.3 2015 年 7 月の Jane's の報告によれば、

「領地はほぼ全て、道路封鎖物を使って治安問題及び経済的便益を政府と交渉してきた地元部族又は、2015 年 2 月 6 日にイエメン政府から一方的に支配権を奪ったフーシ派のいずれかの実効支配下に置かれている。フーシ派が支配する県への経済的圧力及び引き続く宗派間紛争の緊張によって、フーシ派領地と非フーシ派領地間の事実上の境界を通過する積荷は、ハイジャックの重大な危険に晒されている。この危険が最も高いのは、サナア市とマアリブ県の境界及び、フダイダ県及びアデン県の周囲であり、食糧及び他の輸入品が規制されることがある。」[94]

8.1.4 「AEI の重大な脅威」の報告によれば、ごく最近に、「アラビア半島のアルカイダ(AQAP)が、紛争地帯の内外でイエメンの支配領地を拡大する意向を示した…AQAP はアデン市の治安の空白を利用して、同市内における存在感を高めつつある。アデン市内最大地区の 1 つである、 タワヒ地区では、AQAP の過激派組織の姿がよく見られる。」[95]

8.1.5 外務連邦省の渡航勧告の(2015 年 10 月 1 日現在の)ウェブサイトによれば、

『政治及び治安の現状を踏まえると、政府の支配下にある地域はごく一部で、一部の地域はフーシ派又はアルカイダの占領下にある。主要都市内外に通じる道路は閉鎖又は封鎖される可能性がある…

---

[92] 米国務省の人権状況報告書 – イエメン – 2014 年、2014 年 6 月 25 日公表 June 2014, http://www.state.gov/documents/organization/236842.pdf 2015 年 7 月 21 日閲覧

[93] Freedom House: F 世界の自由 2015 – イエメン – 『個人の自立及び個人の権利』、2015 年 2 月 27 日 https://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2015/yemen2015 年 7 月 21 日閲覧

[94] Janes, 安全保障リスク監視評価、イエメン、治安、2015 年 7 月 17 日、https://janes.ihs.com/CustomPages/Janes/DisplayPage.aspx?DocType=Reference&ItemId=+++1303456 2015 年 7 月 23 日閲覧

[95] AEI Critical threats: イエメンの危機的状況報告: 2015 年 10 月 23 日 http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen-crisis-situation-reports-october-23-2015 2015 年 10 月 29 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

『イエメンの領空は現在、サウジ連合軍の支配下にある。イエメニア航空は、サナアからアンマンまでの限られた区間を運航しており、アデンからカーツーム間の週 1 便の運航を発表した。渡航者は事前にイエメニア空港に登録しなければならない。イエメニア航空はその後、連合軍から承認を得なければならず、これには 10 日から 14 日を要する可能性がある。この便の場合は、チケット代の他、手数料 300 米ドルが航空会社から請求される。イエメニア航空は支払うことになる。ムンバイへの航路拡大を望んでいる。エジプトエアは、カイロ-アデン間の運航を開始する意向を発表した…

『イエメンと EU 間を結ぶ貨物便又は旅客便はない。過去の航空機事故には、米国行きの航空機の爆破未遂及び、イエメンから飛行する空輸貨物内で爆発物 2 個が確認された事件等がある。』

「連合軍はフーシ派の武力侵略に対する対応の一環として、現在、海上輸送の制限を実施しており、これによって、港湾への及び船舶の入港は流動的になっている。アデン湾、ソマリ海盆及びインド洋内及びその周囲では、船舶に対する海賊の攻撃が相次いで発生している。船舶航行帆船及び他の低速船舶は、航路等の業界が認める最良慣行を採用していないため、特に危険に晒されている。海上テロを無視してはならない。」[96]

目次に戻る

[96] 外務連邦省の渡航ガイド: イエメン – 2015 年 8 月 26 日最終更新
https://www.gov.uk/foreign-travel-advice/yemen 2015 年 10 月 1 日閲覧

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

補遺 A: 最新情報の出典一覧

流動的な状況を踏まえると、以下は、個人の請求を評価する際の最新の対照資料になり得る。

治安状況

AEI の Critical

Threats

イエメン: http://www.criticalthreats.org/yemen 及び

イエメンの危機状況報告 2015: http://www.criticalthreats.org/yemen/yemen- crisis-situation-reports-2015

イエメンで活動する集団に関する詳細情報については、

以下にて IRIN News を参照のこと。

http://www.irinnews.org/country/ye/yemen

人道的状況

ICRC

https://www.icrc.org/en/where-we-work/middle-east/yemen

MSF

http://www.msf.org.uk/country-region/yeme

WHO

http://www.who.int/hac/crises/yem/en

国連人道問題調整事務所(UNOCHA):
http://reliefweb.int/updates?search=%28+primary_country%3A%22Yemen%22+%29+AND+%28+source%3A%22UN+Office+for+the+Coordination+of+Humanitarian+Affairs%22+%29+AND+%28+format%3A%22Situation+Report%22+OR+ocha_product%3A%22Humanitarian+Bulletin%22+%29

地図

外務連邦省: イエメン: 渡航及び注意事項、2015 年 6 月 30 日最終更新
https://assets.digital.cabinet-office.gov.uk/media/513b8a10e5274a4612000010/120607_Yemen_pdf.pdf

目次に戻る

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

版管理及び問合せ先

問合せ先

このガイダンスについて疑問がある場合で、ラインマネージャー又はシニアケースワーカーから助言を得られない又は、このガイダンスに事実関連の誤りがあると思う場合は、国別方針・情報チームまで連絡いただきたい。

本ガイダンスにおける形式上の誤り(リンク切れ、スペルミスなど)に気付かれる場合又は配置やガイダンスの見易さにご意見がある場合は、ガイダンス・ルール・形式チームまで電子メールをいただきたい。

認可

- 第 **1.0** 版
- **2015** 年 **11** 月から有効
- 本版は、**法律戦略チーム Sally Weston 次長の承認を受けている。**
- 承認日：**2015** 年 **11** 月 **2** 日

本ガイダンスの最新版からの変更

目次に戻る

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。